### 本件全体の概要

### .目的

証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律 65 号)及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律 66 号)[並びに信託法(平成 18 年法律 108 号)及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年法律 109 号)]の施行に伴い、関係政令・内閣府令等について、所要の整備等を行う。

### . 施行日

平成 19 年 9 月 30 日 (日)

(注)金融商品取引法の「四半期報告制度」、「内部統制報告制度」及び「確認書制度」については、同日から施行され、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用。

# . 本件で公表する政令

(注)下記政令により改正・廃止する政令の一覧は、[別紙2]を参照。

証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関す る政令

「証券取引法施行令」「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」をはじめ とする88本の関係政令を改正するための政令。(あわせて、4本の政令を廃止。) 概要は[別紙3-1] 具体的内容は[別紙3-2]を参照。

# . 本件で公表する内閣府令

(注)下記内閣府令により改正・廃止する内閣府令の一覧は、[別紙2]を参照。

#### 1.金融商品取引業等に関する内閣府令【新設】

金融商品取引法3章(金融商品取引業者等)・3章の2(金融商品仲介業者)の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。(あわせて、8本の内閣府令を廃止し、1本の内閣府令を改正。)

概要は「別紙4-1] 具体的内容は「別紙4-2]を参照。

#### 2.金融商品取引業協会等に関する内閣府令【新設】

金融商品取引法4章(金融商品取引業協会)の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。(あわせて、2本の内閣府令を廃止。)

概要は「別紙5-1] 具体的内容は「別紙5-2]を参照。

#### 3.金融商品取引所等に関する内閣府令【新設】

金融商品取引法5章(金融商品取引所)・5章の2(外国金融商品取引所)の 規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。(あわせて、3本の 内閣府令を廃止。)

概要は「別紙6-1] 具体的内容は「別紙6-2]を参照。

#### 4. 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令【新設】

金融商品取引法6章(有価証券の取引等に関する規制)の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。(あわせて、7本の内閣府令を廃止。) 概要は[別紙7-1] 具体的内容は[別紙7-2]を参照。

5.証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」をはじめとする証券取 引法(金融商品取引法)関係の7本の内閣府令を改正するための内閣府令。(あ わせて、3本の内閣府令を廃止。)

概要は[別紙8-1] 具体的内容は[別紙8-2]を参照。

#### 6.企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

「企業内容等の開示に関する内閣府令」をはじめとする証券取引法(金融商品取引法)の開示制度関係の17本の内閣府令を改正するための内閣府令。(あわせて、1本の内閣府令を廃止。)

概要は[別紙9-1] 具体的内容は[別紙9-2]後日公表を参照。

# 7.財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣 府令【新設】

金融商品取引法 24 条の4の4 (財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価)及び193条の2(公認会計士又は監査法人による

監査証明)の規定の委任を受けて「内部統制報告制度」に関する所要の事項を定めるための内閣府令。

概要は[別紙10-1] 具体的内容は[別紙10-2]後日公表を参照。

#### 8. 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則【新設】

金融商品取引法 193 条 (財務諸表の用語、様式及び作成方法)の規定の委任を受けて「四半期財務諸表」等の用語、様式及び作成方法を定めるための内閣府令。 概要は[別紙 11 - 1]、具体的内容は[別紙 11 - 2]後日公表を参照。

#### <u>9.四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>【新設】

金融商品取引法 193 条(財務諸表の用語、様式及び作成方法)の規定の委任を受けて「四半期連結財務諸表」の用語、様式及び作成方法を定めるための内閣府令。

概要は[別紙12-1] 具体的内容は[別紙12-2]後日公表を参照。

#### 10.投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」及び「資産の流動化に関する 法律施行規則」をはじめとする投資信託及び投資法人に関する法律及び資産の流 動化に関する法律関係の 12 本の内閣府令を改正するための内閣府令。

概要は「別紙 13-1] 具体的内容は「別紙 13-2]を参照。

11.有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則」をはじめとする 5本の内閣府令を廃止するための内閣府令。

概要は[別紙14-1] 具体的内容は「別紙14-2]を参照。

#### 12.銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

「銀行法施行規則」、「保険業法施行規則」及び「信託業法施行規則」をはじめとする 19 本の内閣府令を改正するための内閣府令。

概要は[別紙 15 - 1] 具体的内容は[別紙 15 - 2]を参照。

# . 本件で公表する共管命令

(注)下記共管命令により改正・廃止する共管命令の一覧は、[別紙2]を参照。

1.日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政

#### 公社の業務の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

1本の内閣府・総務省共管命令を改正するための命令。

概要は[別紙 16 - 1] 具体的内容は[別紙 16 - 2]を参照。

# 2.金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する る法律施行規則の一部を改正する命令

1本の内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省共管命令を改正するための命令。

概要は「別紙 17-1] 具体的内容は「別紙 17-2]を参照。

#### 3.対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令

1本の内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省共管命令を改正するための命令。

概要は「別紙 18-1] 具体的内容は「別紙 18-2]を参照。

#### 4.金融商品取引業者営業保証金規則【新設】

金融商品取引法 31 条の2 (営業保証金)の規定の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府・法務省共管命令。

概要は[別紙19-1] 具体的内容は[別紙19-2]を参照。

# 5.投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に 関する命令

2本の内閣府・法務省共管命令を廃止するとともに、営業保証金の取戻しの手続に係る事項を定めるための命令。(あわせて、1本の命令を廃止。)

概要は[別紙20-1] 具体的内容は[別紙20-2]を参照。

#### 6 . 一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令

4本の内閣府・法務省共管命令を改正するための命令。

概要は「別紙 21 - 1 】 具体的内容は「別紙 21 - 2 ]を参照。

#### 7.特別振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令

3本の内閣府・法務省・財務省共管命令を改正するための命令。

概要は[別紙22-1] 具体的内容は[別紙22-2]を参照。

#### 8.投資者保護基金に関する命令等の一部を改正する命令

「投資者保護基金に関する命令」をはじめとする6本の内閣府・財務省共管命令を改正するための命令。

概要は「別紙 23 - 1 ] 具体的内容は「別紙 23 - 2 ]を参照。

- 9. 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令
  - 1本の内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省共管命令を改正するための命令。

概要は[別紙24-1] 具体的内容は[別紙24-2]後日公表を参照。

- 10.農水産業協同組合貯金保険法施行規則等の一部を改正する命令
  - 3本の内閣府・財務省・農林水産省共管命令を改正するための命令。 概要は[別紙25-1] 具体的内容は[別紙25-2]を参照。
- 11. 労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令
  - 3本の内閣府・厚生労働省共管命令を改正するための命令。 概要は[別紙 26 - 1] 具体的内容は[別紙 26 - 2]後日公表を参照。
- 12.農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

5本の内閣府・農林水産省共管命令を改正するための命令。 概要は[別紙 27 - 1] 具体的内容は[別紙 27 - 2]後日公表を参照。

13.商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する同法第三十 条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を 定める命令【新設】

商品投資に関する事業の規制に関する法律 37 条において準用する同法 30 条 1 項の規定に関する所要の事項を定めるための内閣府・農林水産省・経済産業省共管命令。

概要は[別紙28-1] 具体的内容は[別紙28-2]を参照。

- 14. 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令を廃止する命令
  - 1本の内閣府・農林水産省・経済産業省共管命令を廃止するための命令。 概要は[別紙 29 - 1] 具体的内容は[別紙 29 - 2]を参照。
- 15.商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令 【新設】 商品投資に係る事業の規制に関する法律第34条の規定の委任を受けて所要の 事項を定めるための内閣府・経済産業省共管命令。

概要は「別紙30-1] 具体的内容は「別紙30-2]を参照。

#### 16. 商品投資販売業者の業務に関する命令を廃止する命令

1本の内閣府・経済産業省共管命令を廃止するための命令。 概要は[別紙31-1] 具体的内容は[別紙31-2]を参照。

#### 17. 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令

1本の内閣府・国土交通省共管命令を改正するための命令。 概要は[別紙32-1] 具体的内容は[別紙32-2]を参照。

#### . 本件で公布する政令・内閣府令等のポイント

#### (注)各事項の参照条文について、以下の略称を用いる。

- ・ 上記 の政令による改正後の「金融商品取引法施行令」及び「金融商品の 販売等に関する法律施行令」 → 「金商法施行令」及び「金販法施行令」
- 上記 1の内閣府令 → 「金商業等府令」
- 上記 2の内閣府令 → 「協会府令」
- 上記 3の内閣府令 → 「取引所府令」
- ・ 上記 5の内閣府令による改正後の「金融商品取引法第二条に規定する定 義に関する内閣府令」 → 「定義府令」
- ・ 上記 6の内閣府令による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」 「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」及び「財務諸表等の監査 証明に関する内閣府令」 → 「企業内容開示府令」、「特定有価証券開示府令」 及び「監査証明府令」
- 上記 7の内閣府令 → 「内部統制府令」
- ・ 上記 8の内閣府令 → 「四半期財務諸表等規則」
- 上記 9の内閣府令 → 「四半期連結財務諸表規則」
- ・ 上記 12 の内閣府令による改正後の「銀行法施行規則」、「保険業法施行規 則」及び「信託業法施行規則」 → 「銀行法施行規則」、「保険業法施行規則」 及び「信託業法施行規則」

#### 1.金融商品取引法の対象商品・取引の拡大

#### (1) いわゆる学校債の有価証券指定

学校法人に対する貸付けに係る債権であって、有利子かつ在校生の父母等以外の者が取得すること等の要件を満たすものを、対象商品(有価証券)に追加する(金商法施行令1条・1条の3の4、定義府令4条・8条)。

#### (2) 集団投資スキーム持分の定義からの除外

出資者全員が関与しているものとして集団投資スキーム持分の定義から除外 されるものの要件を定める(金商法施行令1条の3の2)。

保険・共済契約に基づく権利、各種法人(有限責任中間法人を除く。)への直接の出資・拠出に基づく権利及び弁護士等の業務を出資対象事業とする組合契約に基づく権利等は、形式的には金融商品取引法2条2項5号に掲げる権利(いわゆる集団投資スキーム持分)の定義に該当しうるが、他法令により行政の関与が確保されていること等により実質的に規制の必要がないことから、当該定義から除外する(金商法施行令1条の3の3、定義府令6条・7条)。

#### (3) デリバティブ取引の範囲

保険・共済契約に基づく権利や債務保証契約等は、形式的には店頭デリバティブ取引の定義に該当しうるが、実質的に規制の必要がないことから、当該定義から除外する(金商法施行令1条の15)。

国民経済計算など各種統計の数値を「金融指標」として追加し、これに基づく デリバティブ取引を規制対象とする(金商法施行令1条の18)。

いわゆるクレジット・デリバティブ取引の支払事由として追加するものを定める(金商法施行令1条の13・1条の14、定義府令20条・21条)。

#### 2.対象業務の横断化・業務内容に応じた参入規制の柔軟化

#### (1) 金融商品取引業の定義からの除外

国、地方公共団体及び日本銀行等が行う行為やプロ顧客のみを相手方とする店頭デリバティブ取引等は、形式的には金融商品取引業に該当しうるが、実質的には規制を及ぼさなくとも投資者保護に支障がないことから、金融商品取引業の定義から除外する(金商法施行令1条の8の3、定義府令16条)。

#### (2) 登録拒否要件(人的構成要件)の審査基準

金融商品取引業の登録拒否要件(業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者)の審査基準として、役員・使用人の資質に係る要件を定めるほか、特定の業務について、当該審査基準を明確化する(金商業等府令13条等)。

#### (3) 最低資本金・営業保証金の要件

第一種金融商品取引業を行う者の最低資本金要件を原則 5,000 万円とするなど、 業務の種別に応じた最低資本金要件や営業保証金供託義務等を整備する(金商法施 行令 15 条の 7・15 条の 12)。

#### 3 . 集団投資スキームの自己募集・自己運用に関する規制の整備

#### (1) 自己運用に係る運用権限の全部の外部委託

主として有価証券等への投資運用を行う集団投資スキーム(ファンド)の運営者は、自己運用(金融商品取引法2条8項15号)を行う者として金融商品取引法の規制対象となりうるが、運用権限の全部を金融商品取引業者等に委託する場合は、一定の要件の下で、当該運営者の行う業務を金融商品取引業の定義から除外する(定義府令16条)。

#### (2) 適格機関投資家等特例業務の特例

集団投資スキーム持分の私募又は自己運用を行う者に適格機関投資家等特例業務の特例を適用する場合の要件は、当該集団投資スキームの出資者に1名以上の適格機関投資家がおり、適格機関投資家以外の者(一般投資家)が49名以下である場合とする(金商法施行令17条の12)。

ある集団投資スキーム(子ファンド)の出資者に一般投資家から出資を受けた他の集団投資スキーム(親ファンド)の運営者等がいる場合(ファンド・オブ・ファンズ)は、の要件の潜脱が生じないよう、原則として子ファンドの運営者には適格機関投資家等特例業務の特例を適用しない。ただし、親ファンドが投資事業有限責任組合(LPS)又は有限責任事業組合(LLP)である等の場合は、親ファンド及び子ファンドの出資者を合計しての人数要件が満たされれば、子ファンドの運営者に適格機関投資家等特例業務の特例の適用を認める(金商業等府令235条)。

#### (3) 外国集団投資スキームの自己運用の特例

外国の集団投資スキームの運営者であっても、本邦居住者から出資・拠出を受けた金銭等を主として有価証券等に投資運用する場合には、自己運用(金融商品取引法2条8項15号)を行う者として金融商品取引法の規制対象となりうるが、「本邦居住者の投資家が10名未満の適格機関投資家」である場合には、一定の要件の下で、当該運営者の行う業務を金融商品取引業の定義から除外する(定義府令16条)。

#### 4.業者が遵守すべき行為規則の整備

#### (1) 広告等の規制

広告のほか、郵便、信書便、ファクシミリ送信、電子メール送信又はビラ・パンフレットの配布等、多数の者に同様の内容で行う情報提供を規制対象とする。 ただし、法令等に基づき作成する書類、いわゆるアナリストレポート(勧誘に使用しないもの)及びいわゆるノベルティグッズ(商品名、業者名、「リスクがあ る旨」及び「書面を十分に読むべき旨」のみを表示しているもの)の配布・提供 による情報提供は除外する(金商業等府令72条)。

広告等の表示方法として、明瞭・正確に表示し、特にリスク情報は最大の文字・数字と著しく異ならない大きさで表示する旨を定める(金商業等府令 73 条)。

一般的な広告等の表示事項として、手数料等の情報、リスク情報 (「リスクがある旨」、原因となる指標及び理由)及び重要な事項について顧客の不利益となる事実等を追加する。ただし、テレビ・ラジオ C M や看板等による広告の表示事項としては、「リスクがある旨」及び「書面を十分に読むべき旨」を追加する(金商法施行令16条、金商業等府令74条・76条・77条)。

#### (2) 契約締結前の書面交付義務

書面の記載方法として、「十分に読むべき旨」及び特に重要な事項を 12 ポイント以上で最初に平易に記載し、次にリスク情報等を 12 ポイント以上で明瞭・正確に枠内に記載し、他の事項も 8 ポイント以上で明瞭・正確に記載する旨を定める(金商業等府令 79 条)。

顧客が上場有価証券等に係る契約を締結する場合であって、1年以内に当該取引に係るリスク情報等を記載した上場有価証券等書面を交付している場合等には、契約締結前交付書面の交付を要しないこととする(金商業等府令80条)。

書面の記載事項について、取引類型ごとにきめ細かく追加する(金商業等府令81条~96条)。

#### (3) 契約締結時等の書面交付義務

取引残高報告書等の作成・交付義務を定める(金商業等府令98条)。

書面の記載事項について、取引類型ごとにきめ細かく定める(金商業等府令99 条~109条)。

契約締結時交付書面や取引残高報告書等の交付を要しない場合を定める(金商業等府令110条~112条)。

#### (4) 各種禁止行為

不招請勧誘の禁止規定は店頭金融先物取引に、勧誘受諾意思不確認勧誘及び再 勧誘の禁止規定は金融先物取引に、それぞれ適用することとする(金商法施行令 16条の4)。

販売・勧誘局面の禁止行為として、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面等の交付に関してリスク情報等について顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないで契約を締結する行為や、個人顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話・訪問により勧誘する行為等を追加する(金商業等府令 117条)。

#### (5) 損失補てん等の禁止

損失補てんの事故確認不要の場合として、新たに、認定投資者保護団体、弁護士会仲裁センター、国民生活センター及び認証紛争解決事業者等のあっせんによる和解等並びに一定の要件の下で弁護士(1千万円以下の場合)又は司法書士(140万円以下の場合)が顧客を代理して行う和解を定める(金商業等府令119条)。

#### 5 . 顧客の属性に応じた行為規制の柔軟化

#### (1) 「一般投資家へ移行可能な特定投資家」の範囲

「一般投資家へ移行可能な特定投資家」である法人の範囲は、地方公共団体、政府系機関、特定目的会社、上場会社、資本金5億円以上と見込まれる株式会社、金融商品取引業者・特例業務届出者及び外国法人等とする(定義府令23条)。

#### (2) 「特定投資家へ移行可能な個人」の要件

「特定投資家へ移行可能な個人」の要件は、当該個人が組合等の運営者である場合は、その出資総額が3億円以上であり、かつ、全構成員から移行について同意を得ていることとする(金商業等府令61条)。

以外の場合における「特定投資家へ移行可能な個人」の要件は、取引の状況 等から合理的に判断して純資産額及び投資性のある金融資産が3億円以上と見 込まれ、かつ、最初の契約を締結してから1年を経過していることとする(金商 業等府令62条)。

#### (3) 特定投資家と一般投資家との間の移行の手続

移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、有価証券関係、デリバティブ取引関係、投資顧問契約関係及び投資一任契約関係の4種類とする(金商業等府令53条)

移行の有効期間は原則として1年であるが、特例として、金融商品取引業者等が定める一定の日を期限日とするための要件を定める(金商業等府令54条等)。

#### 6.投資性の強い預金・保険・信託に対する規制の横断化

#### (1) 「投資性の強い預金・保険・信託」の具体的範囲

金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用されることとなる「投資性の強い預金等 (「特定預金等」等)」の範囲は、デリバティブ預金、外貨預金及び通貨オプション組入型預金とする(銀行法施行規則14条の11の4等)。

金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用されることとなる「投資性の

強い保険等(「特定保険契約」等)」の範囲は、変額保険・年金、解約返戻金変動型保険・年金及び外貨建て保険・年金とする(保険業法施行規則234条の2等)。

金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用されることとなる「投資性の強い信託(「特定信託契約」)」の範囲は、一定の信託(公益信託、元本補てん型信託、普通預金等のみにより運用する信託、管理型信託及び物・権利の管理・処分信託)以外の信託に係る信託契約とする(信託業法施行規則30条の2等)。

#### (2) 金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールの整備

デリバティブ預金に関する広告等への表示事項及び契約締結前交付書面の記載事項として、「銀行が預入期間を延長する権利を行使した場合に、当該預金の金利が市場金利を下回ることにより、顧客に不利になるおそれがある旨」を追加する(銀行法施行規則 14 条の 11 の 20・14 条の 11 の 27 )。

特定保険契約に係る契約締結前交付書面について、現行の監督指針で規定されている「契約概要」「注意喚起情報」等との関係を踏まえて記載事項等を整理する(保険業法施行規則 234 条の 24)。

#### 7.利用者保護のためのその他の制度整備関係

#### (1) 認定投資者保護団体制度の整備

認定投資者保護団体の対象事業者として、業態を越えて、投資性の強い金融商品 を取り扱う業者を幅広く指定する(金商法施行令18条の4の3、協会府令31条)。

#### (2) 金融商品販売法の拡充

金融商品の販売等に関する法律の対象取引に、海外商品デリバティブ取引を追加する(金販法施行令5条)。

金融商品販売業者等の説明義務の対象となる顧客から、特定投資家を除外する (金販法施行令10条)。

#### 8.取引所の自主規制業務の適正な運営の確保関係

#### (1) 自主規制業務の範囲

取引所の自主規制業務として、金融商品取引法で法定されている上場・上場廃止に関する業務及び会員等の法令等遵守状況の調査のほか、売買審査(リアルタイム監視を除く。)会員等の資格審査、会員等の処分業務及び開示情報の審査・上場会社の処分業務並びにこれらの業務に関する業務規程等の規則(上場・上場廃止基準等を除く。)の作成・変更・廃止等を追加する(取引所府令7条)。

#### (2) 取引所の主要株主規制

認可を受けて株式会社金融商品取引所の議決権の 20%以上 50%以下を取得・保有できる者は、地方公共団体とする(金商法施行令19条の3の3)。

#### 9. 有価証券の性質・流動性に応じた開示規制の整備

#### (1) 資産金融型証券に係る開示内容の充実

特定有価証券に係る開示内容について、投資対象、運用者及び運用サービスに関する情報の充実を図るため、各様式の整備を行う(特定有価証券開示府令4号様式等)。

#### (2) 上場会社の開示規制の充実

四半期報告制度、内部統制報告制度及び有価証券報告書の記載内容に係る確認 書制度の対象は、株券の上場会社(優先出資証券を上場する協同組織金融機関を 含む。)とする(金商法施行令4条の2の5・4条の2の7・4条の2の10)。

四半期報告書の提出期限は、各期間(第4四半期を除く。)経過後45日以内とする。ただし、銀行・保険会社の第2四半期報告書については、当該期間経過後60日以内とする(金商法施行令4条の2の10)。

「四半期報告書」、「四半期財務諸表」、「四半期連結財務諸表」、「四半期レビュー報告書」、「内部統制報告書」及び「確認書」の用語・様式・作成方法等を定める(企業内容開示府令・四半期財務諸表等規則・四半期連結財務諸表規則・監査証明府令・内部統制府令)。

#### (3) 集団投資スキーム持分等に係る開示規制

有価証券とみなされる金融商品取引法2条2項各号の権利(信託受益権、持分会社の社員権、集団投資スキーム持分等)は原則として開示規制は適用されないが、いわゆる年金信託の受益権など一定のものを除き、出資総額の50%を超える額を有価証券に投資する事業を行う場合については、開示規制を適用する(金商法施行令2条の9・2条の10)。

みなし有価証券の取得の勧誘等により、500 名以上の者が当該有価証券を取得することとなる場合は、有価証券の募集・売出しに該当するものとする(金商法施行令1条の7の2・1条の8の2)。

#### 10.組織再編成に係る開示規制

会社の組織に関する行為であってそれに伴う有価証券の交付が開示規制の対象となるもの(組織再編成)や組織再編成に係る開示規制の対象者(組織再編成対象会社)等の範囲を定める(金商法施行令2条・2条の2)。

組織再編成に係る有価証券届出書を新設し、通常の有価証券届出書の記載内容に加え、当該組織再編成に関する所要の事項の記載を求める(企業内容開示府令2号の6様式)。

#### 11. 適格機関投資家の範囲拡大

会社が適格機関投資家となるための要件について、有価証券報告書提出の要件を撤廃し、有価証券残高基準を 100 億円から 10 億円に引き下げる。その他の法人や個人についても、同様の要件の下で対象とする。また、運用型信託会社のうち当局に届出を行った者を対象に加える(定義府令 10 条)。

信用協同組合については、当局に届出を行った者に限ることとする(定義府令10条)。

# 本件で公表する政令・内閣府令等により改正・廃止される政令・内閣府令等の一覧

# . 本件で公表する政令・内閣府令等により改正・廃止される法令数

		改正する法令	廃止する法令
・本件で公布する政令:	1	88	4
・本件で公布する内閣府令:	12(新設7)	56	29
・本件で公布する共管命令:	17(新設3)	29	5

# . 本件で公表する政令により改正・廃止される政令の一覧

1 <u>証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法</u> <u>律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整</u> 備等に関する政令

(概要は[別紙3-1] 具体的内容は[別紙3-2]を参照。)

改

- 1.証券取引法施行令(昭和40年政令321号)
- <mark>正</mark> 2.投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)
  - 3. 商品取引所法施行令(昭和25年政令280号)[注3]
  - 4. 中小企業等協同組合法施行令(昭和33年政令43号)
  - 5.農業協同組合法施行令(昭和37年政令271号)
  - 6.信用金庫法施行令(昭和43年政令142号)
  - 7.銀行法施行令(昭和57年政令40号)
  - 8. 長期信用銀行法施行令(昭和57年政令42号)
  - 9.協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和57年政令44号)
  - 10. 労働金庫法施行令(昭和57年政令46号)
  - 11. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成5年政令31号)
  - 12. 水産業協同組合法施行令(平成5年政令328号)
  - 13. 保険業法施行令(平成7年政令425号)
  - 14. 農林中央金庫法施行令(平成13年政令285号)
  - 15. 信託業法施行令(平成 16 年政令 427 号)
  - 16. 商工債令(昭和11年政令353号)[注1]

- 17. 予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年政令558号)[注1]
- 18. 国民生活金融公庫法施行令(昭和24年政令121号)
- 19. 地方税法施行令(昭和25年政令245号)[注1]
- 20. 中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令350号)[注3]
- 21. 税理士法施行令(昭和26年政令216号)[注1]
- 22. 公認会計士法施行令(昭和27年政令343号)[注1]
- 23. 中小企業金融公庫法施行令(昭和28年政令175号)[注3]
- 24. 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令337号)[注1]
- 25.租税特別措置法施行令(昭和32年政令43号)[注1]
- 26.公営企業金融公庫法施行令(昭和32年政令79号)[注1]
- 27. 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令33号)
- 28. 国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)[注1]
- 29. 組合等登記令 (昭和 39年政令 29号)[注1]
- 30.中小企業退職金共済法施行令(昭和39年政令188号)[注1]
- 31. 宅地建物取引業法施行令(昭和39年383号)[注4]
- 32. 所得税法施行令(昭和40年政令96号)[注1]
- 33. 厚生年金基金令(昭和41年政令324号)[注1]
- 34. 石炭鉱業年金基金法施行令(昭和42年政令276号)[注1]
- 35. 預金保険法施行令 (昭和 46 年政令 111 号)[注 1]
- 36. 勤労者財産形成促進法施行令(昭和46年政令332号)
- 37.中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令(昭和52年政令272号)[注3]
- 38. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(昭和52年政令317号)[注1]
- 39. 外国為替令(昭和55年政令260号)
- 40.対内直接投資等に関する政令(昭和55年政令261号)
- 41. 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行令(昭和 58 年政令4号)[注3]
- 42.貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和58年政令181号)[注1]
- 43.特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令(昭和 61 年政令 340 号)[注3]
- 44. 国民年金基金令(平成2年政令304号)[注1]
- 45. 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令(平成4年政令45号)
- 46. 不動産特定共同事業法施行令(平成6年政令413号)[注1]
- 47 .特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施 行令(平成8年政令185号)[注1]

- 48.内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令(平成9年政令363号)[注1]
- 49. 日本銀行法施行令(平成9年政令385号)
- 50.投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令(平成 10年政令 235号) [注1]
- 51.日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令(平成 10 年政令 335号)[注1]
- 52. 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令(平成 10年政令371号)[注1]
- 53. 債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成 11 年政令 14 号)
- 54. 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令(平成 11年政令156号)[注1]
- 55. 国際協力銀行法施行令(平成 11 年政令 266 号)
- 56. 日本政策投資銀行法施行令(平成11年政令271号)
- 57. 疑わしい取引の届出に関する政令(平成11年政令389号)
- 58. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令(平成 11 年政令 403 号)
- 59. 国家公務員倫理規程 (平成 12年政令 101号)[注1]
- 60. 自衛隊員倫理規定 (平成 12年政令 173号)[注1]
- 61. 財政融資資金法施行令(平成 12 年政令 360 号)
- 62. 資産の流動化に関する法律施行令(平成 12年政令 479号)
- 63.金融商品の販売等に関する法律施行令(平成 12 年政令 484 号)
- 64.確定拠出年金法施行令(平成13年政令248号)
- 65.確定給付企業年金法施行令 (平成 13年政令 424号)[注1]
- 66.銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令(平成 13年政令 426号)[注1]
- 67. 沖縄振興特別措置法施行令 (平成 14 年政令 102 号) [注2]
- 68.金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令(平成14年政令261号)
- 69. 社債等の振替に関する法律施行令(平成14年政令362号)[注1]
- 70.日本郵政公社法施行令(平成 14 年政令 384 号)[注 1]
- 71.行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成 15年政令 27号)[注1]
- 72.金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令(平成 15年政令 118号) [注1]
- 73.破産法及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に

伴う関係政令の整備等に関する政令(平成16年政令318号)[注1]

- 74.年金積立金管理運用独立行政法人法施行令(平成 16年政令 366号)[注 1]
- 75.民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成17年政令8号)[注1]
- 76.証券取引法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令(平成17年政令20号)[注1]
- 77. 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成 17 年政令 146 号)[注2]
- 78.日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための 日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令(平成 17 年政令 199号)
- 79.独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成 17 年政 令 202 号)[注4]
- 80.証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成17年政令355号)[注1]
- 81.消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令 (平成 19 年政令 107 号)[注 2]
- 82. 金融庁組織令 (平成 10 年政令 392 号)[注1]
- 83. 中小企業団体の組織に関する法律施行令(昭和33年政令45号)[注1]
- 84. 消費稅法施行令 (昭和63年政令360号) [注1]
- 85.協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令(平成5年政令 398 号)[注1]
- 86.租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成 18年政令第 135号) [注1]
- 87.会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に 伴う農林水産省関係政令の整備等に関する政令(平成 18 年政令 179 号) [注1]
- 88.一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 19 年政令 39 号)[注 1]
- 廃
- 1.外国証券業者に関する法律施行令(昭和 46 年政令 267 号)
- ・ 2 . 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令(昭和 61 年政令 333 号)
  - 3.抵当証券業の規制等に関する法律施行令(昭和63年政令196号)
  - 4.金融先物取引法施行令(平成元年政令53号)

# . 本件で公表する内閣府令により改正・廃止される内閣府令の一覧

1	金融商品取引業等に関する内閣府令【新設】
	(概要は[別紙4-1] 具体的内容は[別紙4-2]を参照。)
改	1 .日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための
正	日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する内閣府令( 平成
	17 年内閣府令 72 号)
廃	1.証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和40年大蔵省令60号)
止	2 . 証券業協会の外務員登録事務等に関する内閣府令(平成 10 年総理府・
	大蔵省令5号)
	3 .証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する
	有価証券を定める内閣府令(平成 10 年総理府・大蔵省令 12 号)
	4.証券会社に関する内閣府令(平成 10 年総理府・大蔵省令 32 号)
	5.金融機関の証券業務に関する内閣府令 ( 平成 10 年総理府・大蔵省令 35
	号)
	6 . 証券会社の分別保管に関する内閣府令 ( 平成 10 年総理府・大蔵省令 36
	号)
	7.証券会社の自己資本規制に関する内閣府令(平成 13 年内閣府令 23 号)
	8.証券仲介業者に関する内閣府令(平成 16 年内閣府令 1 号)

2	金融商品取引業協会等に関する内閣府令【新設】
	(概要は[別紙5-1] 具体的内容は[別紙5-2]を参照。)
廃	1 . 店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令(平成4年大蔵省令44号)
止	2.取扱有価証券に関する内閣府令(平成 17 年内閣府令7号)

3 金融商品取引所等に関する内閣府令【新設】 (概要は[別紙6-1] 具体的内容は[別紙6-2]を参照。) 廃 1.証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令(昭和28年大蔵 省令76号) 2.証券先物取引等に関する内閣府令(昭和60年大蔵省令50号) 3.外国証券取引所に関する内閣府令(平成16年内閣府令2号)

4 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令【新設】 (概要は[別紙7-1]、具体的内容は[別紙7-2]を参照。)

# 廃 止

- 1.安定操作取引の届出等に関する内閣府令(昭和46年大蔵省令43号)
- 2 .上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売 買に関する内閣府令(昭和63年大蔵省令40号)
- 3 .会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令(平成元年 大蔵省令 10 号)
- 4 .証券取引法第百六十一条の規定により過当な数量の売買を制限する内閣 府令(平成3年大蔵省令56号)
- 5.有価証券の空売りに関する内閣府令(平成4年大蔵省令50号)
- 6 .証券取引法第百七十条及び第百七十一条に規定する有価証券等に関する 内閣府令(平成5年大蔵省令16号)
- 7 .上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣 府令(平成13年内閣府令72号)

# 5 <u>証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内</u> <u>閣府令</u>

(概要は[別紙8-1] 具体的内容は[別紙8-2]を参照。)

# 改 正

- 1 . 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成 5 年大蔵省 令 14 号)
  - 2.証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する 内閣府令(昭和28年大蔵省令75号)
  - 3.証券金融会社に関する内閣府令(昭和30年大蔵省令45号)
  - 4.証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令(平成4年大蔵省令68号)
  - 5.証券取引清算機関等に関する内閣府令(平成14年内閣府令76号)
  - 6.上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令(平成 15 年内閣府令 21号)[注1]
  - 7.証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続に関する内閣府令(平成17年内閣府令17号)

# 廃止

- 1.証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する 内閣府令の特例に関する内閣府令(平成2年大蔵省令35号)
- 2.証券取引法第七十九条の三及び第百十六条に規定する最終の価格がない場合にこれに相当するものを定める内閣府令(平成17年内閣府令8号)
- 3.証券取引法第百七十二条の二第一項第二号イに規定する市場価額の総額等を定める内閣府令(平成17年内閣府令104号)

#### 6 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

#### (概要は[別紙9-1] 具体的内容は[別紙9-2]後日公表を参照。)

改

- 1.企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令5号)
- 正 2.外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和 47 年大蔵省 令 26 号) [注 1]
  - 3.特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令22号)
  - 4.発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令38号)
  - 5.発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令95号)
  - 6. 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令 36号)
  - 7. 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令 (平成 14 年内閣府令 45 号)[注 1]
  - 8.財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令12号)
  - 9. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省 令 59 号)
  - 10.連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 51 年大蔵省令 28 号)
  - 11.中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 52 年大蔵省令 38 号)
  - 12.中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成 11 年 大蔵省令 24 号)
  - 13.業務補助等に関する規則(昭和 25 年公認会計士管理委員会規則 7 号) [注1]
  - 14. 公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令(昭和49年大蔵省令58号)[注1]
  - 15. 公認会計士試験規則 (平成 16 年内閣府令 18 号) [注 1]
  - 16.金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則(平成 11年総理府・大蔵省令31号)[注1]
  - 17.内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律施行規則(平成 15 年内閣府令 13 号)[注1]

廃止

- 1 .証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令(平成5年大蔵省令15号)
- 7 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関す

<u>る内閣府令</u>【新設】

(概要は[別紙 10 - 1] 具体的内容は[別紙 10 - 2]後日公表を参照。)

(該当なし)

8 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則【新設】 (概要は[別紙 11 - 1] 具体的内容は[別紙 11 - 2]後日公表を参照。) (該当なし)

9 <u>四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則</u>【新設】 (概要は[別紙 12 - 1] 具体的内容は[別紙 12 - 2]後日公表を参照。) (該当なし)

- 10 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令 (概要は[別紙 13 1] 具体的内容は[別紙 13 2]を参照。)
- 改正
- 1.投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成 12 年総理府令 129号)
- 2.投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令133号)
- 3.投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令47号)
- 4.投資法人の会計監査に関する規則(平成18年内閣府令48号)
- 5. 資産の流動化に関する法律施行規則(平成12年総理府令128号)
- 6.資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令(平成12年総理府令130号)
- 7 .特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令(平成 12 年総理府令 131 号)
- 8.特定目的信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令132号)
- 9.特定目的会社の計算に関する規則(平成18年内閣府令44号)
- 10.会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令(平成18年内閣府令46号)[注1]
- 11.証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成 18 年内閣府令 49 号)[注1]
- 12. 特定目的信託の権利者集会等に関する規則(平成 18 年内閣府令 54 号)
- 11 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令

(概要は[別紙 14 - 1] 具体的内容は[別紙 14 - 2]を参照。)

#### 止 大蔵省令54号)

- 2.抵当証券業の規制等に関する法律施行規則(昭和63年大蔵省令35号)
- 3 . 金融先物取引法施行規則(平成元年大蔵省令 18 号)
- 4.外国証券業者に関する内閣府令(平成10年総理府・大蔵省令37号)
- 5. 金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令(平成 17 年内閣府 令 76 号)

# 12|銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

(概要は[別紙 15 - 1] 具体的内容は[別紙 15 - 2]を参照。)

- 改 1.銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令10号)
- 正 2 . 長期信用銀行法施行規則(昭和 57 年大蔵省令 13 号)
  - 3.信用金庫法施行規則(昭和57年大蔵省令15号)
  - 4 . 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(昭和 57 年大蔵省 令 16 号 )
  - 5.協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成5年大蔵省令 10 号)
  - 6.保険業法施行規則(平成8年大蔵省令5号)
  - 7.信託業法施行規則(平成16年內閣府令107号)
  - 8 . 船主相互保険組合法施行規則(昭和25年大蔵省・運輸省令第2号)[注 1]
  - 9. 金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令(昭和43年大蔵省 令 27 号 ) [注1]
  - 10.前払式証票等の規制等に関する法律施行規則(平成2年大蔵省令第33 号)[注1]
  - 11.金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内 閣府令(平成4年大蔵省令69号)
  - 12 .中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事 業に関する内閣府令(平成5年大蔵省令9号)
  - 13.信用協同組合及び信用協同組合連合会の優先出資に関する内閣府令(平 成6年大蔵省令15号)
  - 14.信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令(平成6年大 蔵省 16 号)
  - 15.金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則(平成 10年総理府・大蔵省令48号)
  - 16. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成 10 年金 融再生委員会規則2号)[注1]

- 17.銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令(平成 14 年内閣府令 4号)
- 18.内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等 における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成 17 年内閣府 令 21 号)
- 19. 金融庁組織規則(平成 10 年総理府令 81 号)[注1]
- . 本件で公表する共管命令により改正・廃止される共管命令の一覧
- 1 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (概要は[別紙 16 - 1] 具体的内容は[別紙 16 - 2]を参照。)
- 改 1 .日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための 日本郵政公社の業務の特例等に関する法律施行規則(平成 17 年内閣府・ 総務省令1号)[注1]
- 2 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止 に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (概要は[別紙 17 - 1] 具体的内容は[別紙 17 - 2]を参照。)
- 改 1 .金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防 正 止に関する法律施行規則(平成 14 年内閣府・総務省・法務省・財務省・ 厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令 1 号)
- 3 対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令 (概要は[別紙 18 1] 具体的内容は[別紙 18 2]を参照。)
- 改1.対内直接投資等に関する命令(昭和55年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令1号)[注1]
- 4 <u>金融商品取引業者営業保証金規則</u>【新設】 (概要は[別紙 19 - 1] 具体的内容は[別紙 19 - 2]を参照。) (該当なし)
- 5 投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃

#### 止等に関する命令

(概要は[別紙20-1] 具体的内容は[別紙20-2]を参照。)

溌

- 1.投資顧問業者営業保証金規則(昭和61年法務省・大蔵省令1号)
- <mark>止</mark> 2 . 信託受益権販売業者営業保証金規則 ( 平成 16 年内閣府・法務省令 3 号 )
  - 3 .外国証券会社営業保証金規則の廃止等に関する命令( 平成 10 年総理府・ 法務省・大蔵省令 3 号 )

# 6 一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令

(概要は[別紙21-1] 具体的内容は[別紙21-2]を参照。)

改

- 1.一般振替機関の監督に関する命令(平成14年内閣府・法務省令1号)
- <mark>正</mark> 2.社債等の振替に関する命令(平成 14 年内閣府・法務省令 5 号)
  - 3.信託会社等営業保証金規則(平成16年内閣府・法務省令2号)[注1]
  - 4.信託兼営金融機関営業保証金規則(平成 16 年内閣府・法務省令 4 号) [注 1]

# 7 特別振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令

(概要は「別紙 22 - 1 】 具体的内容は「別紙 22 - 2 ]を参照。)

改 正

- 1 . 特別振替機関の監督に関する命令(平成 14 年内閣府・法務省・財務省 令 1 号)
- 2. 口座管理機関に関する命令 (平成 14 年内閣府・法務省・財務省令 2 号) [注 1]
- 3.加入者保護信託に関する命令(平成 14 年内閣府・法務省・財務省令 4 号)[注1]

#### 8 投資者保護基金に関する命令等の一部を改正する命令

(概要は[別紙23-1] 具体的内容は[別紙23-2]を参照。)

改

- 1.投資者保護基金に関する命令(平成10年大蔵省令125号)
- <mark>正</mark> 2 . 預金保険法施行規則 ( 昭和 46 年大蔵省令 28 号 ) [ 注 1 ]
  - 3 .特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行規則(平成8年大蔵省令34号)[注1]
  - 4.保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令(平成 10 年大蔵省令第 124 号)[注1]
  - 5.銀行等保有株式取得機構に関する命令 (平成 13 年内閣府・財務省令 10 号)
  - 6 .内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書 面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令(平成 17 年内閣

#### 府・財務省令2号)[注1]

9 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

(概要は[別紙24-1] 具体的内容は[別紙24-2]後日公表を参照。)

<mark>收</mark> 1 . 中小企業等協同組合法施行規則(平成 19 年内閣府・財務省・厚生労働

正 省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令1号)

# 10 <u>農水産業協同組合貯金保険法施行規則等一部を改正する命令</u> (概要は [ 別紙 25 - 1 ] 具体的内容は [ 別紙 25 - 2 ] を参照。)

改 1.農水産業協同組合貯金保険法施行規則(昭和 48 年大蔵省・農林水産省 正 令1号)[注1]

- 2. 農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令 (平成 12 年総理府・大蔵省・農林水産省令第 13 号)[注 1]
- 3 .水産業協同組合法第百二十三条の二第四項に規定する区分等を定める命令(平成 12 年総理府・大蔵省・農林水産省令 15 号)[注 1]

# 11 労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令

(概要は[別紙 26 - 1] 具体的内容は[別紙 26 - 2]後日公表を参照。)

<mark>改</mark> 1.労働金庫法施行規則(昭和 57 年大蔵省・労働省令 1号)

正 2.労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令(平成6年大蔵省・労働省令1号)

3.確定拠出年金運営管理機関に関する命令(平成 13 年内閣府・厚生労働 省令 6号)

# 12 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

(概要は[別紙 27 - 1] 具体的内容は[別紙 27 - 2]後日公表を参照。)

改 正

- 1.農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省令1号)
- 2.漁業協同組合等の信用事業に関する命令(平成5年大蔵省・農林水産省 令2号)
- 3 . 農林中央金庫法施行規則(平成 13年内閣府・農林水産省令 16号)
- 4. 農水産業協同組合の優先出資に関する命令(平成6年大蔵省・農林水産 省令1号)
- 5 . 農林中央金庫の株式等の保有の制限に関する命令(平成 14 年内閣府・ 農林水産省令 1 号)

13 商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する同法 第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証 明書の様式を定める命令【新設】

(概要は[別紙 28 - 1] 具体的内容は[別紙 28 - 2]を参照。)

(該当なし)

14 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令を廃止する命令 (概要は[別紙 29 - 1] 具体的内容は[別紙 29 - 2]を参照)

廃1.商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令(平成4年大蔵省・農林止水産省・通商産業省令1号)

15 <u>商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令</u>【新設】 (概要は[別紙 30 - 1] 具体的内容は[別紙 30 - 2]を参照。) (該当なし)

16 <u>商品投資販売業者の業務に関する命令を廃止する命令</u> (概要は[別紙 31 - 1] 具体的内容は[別紙 31 - 2]を参照。)

廃1.商品投資販売業者の業務に関する命令(平成4年大蔵省・通商産業省令止1号)

17 <u>不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令</u> (概要は[別紙 32 - 1] 具体的内容は[別紙 32 - 2]を参照。)

改 1.不動産特定共同事業法施行規則(平成7年大蔵省・建設省令2号) 正

- [注1]当該政令・内閣府令等の改正規定が以下のいずれかに該当するため、 意見募集手続を行っていないもの。
  - ・ 行政手続法4条4項1号(国等の機関の組織について定める命令等)
  - ・ 行政手続法4条4項7号(政府系機関の組織・運営・管理について 定める命令等)
  - ・ 行政手続法 39 条 4 項 2 号 (納付すべき金銭について定める法律の施 行に関し必要な事項を定める命令等)
  - ・ 行政手続法 39 条 4 項 8 号 (軽微な変更を内容とする命令等)

「注2]内閣府において意見募集手続を行っているもの(19年4月18日~5月

21日)。

- [注3]経済産業省において意見募集手続を行っているもの(19年4月19日~ 5月21日)。
- [注4]国土交通省において意見募集手続を行っているもの(19年4月26日~ 5月25日)。

証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を 改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の 施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の概要

「証券取引法施行令」「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」をはじめとする 88 本の関係政令を改正するための政令。(あわせて、4本の政令を廃止。)

(注) 当該政令により改正・廃止する政令の一覧は、[別紙2]を参照。

# . 証券取引法施行令の一部改正 (1条)

#### 1.題名

題名を「金融商品取引法施行令」とする。

#### 2.有価証券の定義

金融商品取引法2条1項の有価証券として、学校法人等が行う割当てにより発生する当該学校法人等を債務者とする金銭債権(指名債権でないものに限る。)を表示する証券又は証書であって、一定の事項を表示するものを追加する(改正後1条)。

金融商品取引法2条2項5号に掲げる権利(いわゆる集団投資スキーム持分)の包括的定義は基本的に金銭出資に係る権利を対象としているが、金銭に類するものとして、有価証券・手形の出資に係る権利や、他のスキームにより出資を受けた金銭等の全部を充てて取得した一定の物品の再出資に係る権利は、当該定義に該当するものとする(改正後1条の3)。

出資者全員が出資対象事業に関与する場合として集団投資スキーム持分の包括的定義から除外されるものの要件を定める(改正後1条の3の2)。

有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利として、保険・共済契約に係る権利、国内法人(有限責任中間法人を除く。)への出資等に係る権利、分収林契約に基づく権利、弁護士・公認会計士・税理士等の業務を出資対象事業とする組合契約に基づく権利等を、集団投資スキーム持分の包括的定義から除外する(改正後1条の3の3)。

金融商品取引法2条2項各号の権利(みなし有価証券)として、学校法人等に対する貸付けに係る債権であって、利率等が同一で複数の者が行う有利子貸付け等であり、かつ、在校生その他利害関係者以外の者が行う貸付けに係るものであ

ること等の要件に該当するものを追加する(改正後1条の3の4)。

#### 3.有価証券の募集・売出しの定義

金融商品取引法2条2号各号の権利(みなし有価証券)の取得勧誘により、500 名以上の者が当該有価証券を所有することとなる場合は、有価証券の募集に該当 するものとする(改正後1条の7の2)。

有価証券の売出しの定義から、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び私設取引システム(PTS)における上場有価証券の売買を除外する(改正後1条の7の3)。

金融商品取引法2条2号各号の権利(みなし有価証券)の売付け勧誘等により、500名以上の者が当該有価証券を所有することとなる場合は、有価証券の売出しに該当するものとする(改正後1条の8の2)。

#### 4. 金融商品取引業の定義

金融商品取引業の定義から、以下の行為等を除外する(改正後1条の8の3)。

- イ 国、地方公共団体及び日本銀行等が行う行為
- ロ 店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引を除く。)等の うち、デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者 又は資本金一定額以上の株式会社を相手方とするもの
- ハ 自己運用(金融商品取引法2条8項15号)のうち、商品投資受益権を有する者から出資又は拠出を受けた金銭等の全部を充てて行う一の法人への出資であって、当該法人が商品投資顧問業者等に対して商品投資に係る投資判断を一任すること等の要件を満たすもの

自己募集(金融商品取引法2条8項7号)が金融商品取引業に該当することとなる有価証券として、信託受益権等(受託者が発行者とされるものを除く。)であって商品投資又は一定の物品の取得・譲渡・使用等により運用することを目的とするものを追加する(改正後1条の9の2)。

自己募集を行った投資信託受益証券等についての転売を目的としない買取りの業務を、金融商品取引業に追加する(改正後1条の12)。

#### 5.デリバティブ取引の定義

クレジット・デリバティブ取引の支払事由として、法人でない者の信用状態に係る事由、異常な自然現象・戦争等その他の事由を追加する(改正後1条の13・1条の14)。

店頭デリバティブ取引の定義から、預金に付随する通貨オプション取引、保険・共済契約、債務保証契約及び損害担保契約を除外する(改正後1条の15)。 デリバティブ取引の参照指標(「金融指標」)として、気象庁等が発表する地象 等の各種観測成果に係る数値及び国民経済計算又は統計法に規定する指定統計調査・届出統計調査等の数値を追加する(改正後1条の18)。

#### 6.組織再編成に係る開示規制

会社の組織に関する行為であって、それに伴う有価証券の交付が開示規制の対象となるもの(組織再編成)として、株式移転を指定する(改正後2条)。

組織再編成に係る開示規制の対象者(組織再編成対象会社)として、新設合併 消滅会社、吸収分割会社、新設分割会社又は株式移転完全子会社となる会社を指 定する(改正後2条の2)。

組織再編成に係る開示規制の対象として、組織再編成対象会社が発行者である 新株予約権証券、新株予約権付社債券及び一定の有価証券信託受益証券等を指定 する(改正後2条の3)。

組織再編成に伴う有価証券の新規発行であって開示規制の対象となるもの(特定組織再編成発行手続)及び組織再編成に伴う既発行有価証券の交付であって開示規制の対象となるもの(特定組織再編成交付手続)の範囲は、金融商品取引法2条1項の有価証券に係るものである場合には組織再編成対象会社株主等が50名以上である場合とし、金融商品取引法2条2項各号の権利(みなし有価証券)に係るものである場合には組織再編成対象会社株主等が500名以上である場合とする(改正後2条の4~2条の7)。

#### 7.企業内容等の開示制度

集団投資スキーム持分のうち、出資額の 100 分の 50 を超える額を有価証券投資する事業を出資対象事業とするものを開示規制の対象とし、これに類する金融商品取引法 2 条 2 項各号の権利についても、同様とする。ただし、各種年金制度に係る信託の受益権及び一定の要件を満たす商品投資受益権等を除くこととする(改正後 2 条の 9 ・ 2 条の 10)。

上記 2 の有価証券を、開示規制の対象とする(改正後2条の10)。

取締役等にストック・オプション (新株予約権証券等)を付与する場合には、 有価証券の募集又は売出しの定義に該当する場合であっても、届出を要しないこ ととする (改正後2条の12)。

特定有価証券(その投資判断に重要な影響を及ぼす情報が、その発行者が行う 資産運用事業等に関するものである有価証券)の範囲は、特定目的会社の発行す る特定社債券・優先出資証券等、特定目的会社の受益証券、投資信託・外国投資 信託の受益証券、投資法人・外国投資法人の発行する投資証券・投資法人債券等、 受益証券発行信託の受益証券(一定の有価証券信託受益証券を除く。) 抵当証券 並びに開示規制の対象となる集団投資スキーム持分、信託の受益権及び合同会社 の社員権等とする(改正後2条の13)。 株券又は優先出資証券に係る募集又は売出しに際して有価証券届出書を提出したことにより有価証券報告書の提出をしなければならない会社は、直近5事業年度のすべての末日における株券又は優先出資証券の所有者数が300名に満たない場合には、承認を受けることにより、当該提出義務を免除することとする(改正後3条の5・4条の10)。

有価証券報告書の記載内容に係る確認書を提出しなければならない会社の範囲は、上場有価証券又は店頭売買有価証券のうち、株券、優先出資証券、株券・優先出資証券の性質を有する外国の証券・証書、これらの有価証券を信託財産とする有価証券信託受益証券又はこれらの権利を表示する預託証券・証書の発行会社とする(改正後4条の2の5)。

内部統制報告書を提出しなければならない会社の範囲は、上記 と同様とする (改正後4条の2の7・36条)。

四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲は、上記 と同様とする (改正後4条の2の10)。

事業年度の期間を3月ごとに区分した各期間のうち最後の期間(第4四半期)は、四半期報告書の提出義務の対象としないこととする(改正後4条の2の10)。

四半期報告書は、各期間経過後 45 日以内に提出するものとする。ただし、銀行、保険会社にあっては、第2四半期については当該期間経過後 60 日以内、他の期間については当該期間経過後 45 日以内に提出するものとする(改正後4条の2の10)。

#### 8. 金融商品取引業の規制

登録申請書記載事項である重要な使用人の範囲は、法令等遵守指導業務の統括 者等、投資助言又は投資運用部門の統括者等及び投資助言・代理業に関する営業 所等の統括者等とする(改正後15条の4)。

最低資本金要件を、以下のとおり定める(改正後15条の7)。

- イ 主幹事会社として元引受業務を行おうとする場合は、30億円
- ロ 元引受業務を行おうとする場合(イの場合を除く。)は、5億円
- ハ 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合(イ・ロの場合を 除く。)は、5,000万円
- 二 第二種金融商品取引業を行おうとする場合( イ~八の場合を除く。)は、1,000 万円

私設取引システム(PTS)運営業務の認可に係る最低資本金要件は、3億円とする(改正後15条の11)。

営業保証金の額は、以下のとおりとする(改正後15条の12)。

- イ 第二種金融商品取引業を行う個人は、1,000万円
- ロ 投資助言・代理業のみを行う者 (イの者を除く。)は、500万円

取締役の兼職制限や弊害防止措置規制の適用範囲を画する「親法人等」の範囲は、その親会社等、親会社等の子会社等、親会社等の関連会社等及び特定個人株主(当社の50%超の議決権を保有する個人)が一定以上の議決権を保有する会社等とし、「子法人等」の範囲は、その子会社等及び関連会社等とする。この場合における「親会社等」及び「子会社等」の範囲はいわゆる実質支配力基準によることとし、「関連会社等」の範囲はいわゆる実質影響力基準によることとする(改正後15条の16)。

#### 9.金融商品取引業者等の行為規制及び特定投資家制度

特定投資家に移行した一般投資家が投資顧問契約又は投資一任契約を締結した場合において、当該投資家を特定投資家とみなして投資助言業務又は投資運用業に係る行為規制を適用除外するのは、当該移行に係る期限日(当該投資家の更新申出に基づき、所要の手続を経て改めて特定投資家への移行がされた場合は、当該更新申出に係る期限日)までの間に限る旨を明確化する(改正後15条の24)、広告等の表示事項として、手数料等の情報、保証金等の情報、デリバティブ取引等の額が保証金等の額を上回る可能性がある場合の情報(その旨及び比率)、指標の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがある場合の情報(その旨、原因となる指標及び理由)及び当該損失額が保証金等の額を上回るおそれがある場合の情報(その旨、原因となる指標及び理由)等を追加する。ただし、一般放送事業者等による広告等の表示事項は、損失が生ずるおそれがある旨(当該損失額が保証金等の額を上回るおそれがある旨を含む。)等とする(改正後16条)、書面による解除(クーリング・オフ)の規定の対象となる契約は、投資顧問契約とする(改正後16条の3)。

不招請勧誘の禁止規定の対象は店頭金融先物取引とし、勧誘受諾意思不確認勧誘及び再勧誘の各禁止規定の対象は金融先物取引とする(改正後16条の4)。

金融商品取引業者等(投資運用業を行う者)がその運用権限を再委託できる者は、他の金融商品取引業者等(投資運用業を行う者)又は外国において投資運用業を行う外国法人とする(改正後 16 条の 12)。

#### 10. 金融商品取引業者等の経理

金融商品取引業者による説明書類の公衆縦覧は、事業年度経過後4月(外国法人等が4月以内に公衆縦覧を開始することができないと認められる場合は、当局の承認を受けた期間)を経過した日から開始するものとする(改正後16条の17)、外国法人等である金融商品取引業者等による事業報告書の提出期限は、事業年度経過後3月(外国法人等が3月以内に提出することができないと認められる場合は、当局の承認を受けた期間)以内とする(改正後16条の18)。

#### 11. 外国業者に関する金融商品取引業規制の特例

外国証券業者が行う有価証券関連業の特例として、勧誘をすることなく、国内の者の注文を受け、又は有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者)の代理・媒介により、国内の者を相手方として取引(店頭デリバティブ取引にあっては、デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者又は資本金一定額以上の株式会社を相手方とするものに限る。)を行えることを定める(改正後 17 条の 3 )。

外国証券業者による引受業務の許可に係る最低資本金要件は、5億円に相当する額とする(改正後17条の7)。

外国証券業者による取引所取引業務の許可に係る最低資本金要件は、5,000 万円に相当する金額とする(改正後 17 条の 9 )。

外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者が、登録を受けずに投資助 言業務又は投資運用業を行うことができる相手方として、投資運用業を行う登録 金融機関を追加する(改正後 17 条の 11)。

#### 12. 適格機関投資家等特例業務の特例

集団投資スキーム持分の私募又は自己運用を行う者に適格機関投資家等特例業務の特例を適用する要件は、当該集団投資スキームの出資者に1名以上の適格機関投資家がおり、適格機関投資家以外の者(一般投資家)が49名以下に限られることとする(改正後17条の12)。

適格機関投資家等特例業務の特例の適用要件として、集団投資スキーム持分を取得する者が適格機関投資家である場合には、当該権利の一般投資家への譲渡が禁止されていることを求める。また、集団投資スキーム持分を取得する者が一般投資家である場合には、一括譲渡以外の譲渡が禁止され、かつ、6月以内に発行された同種の新規発行権利を取得する一般投資家の人数との合計が49名以下であることを求める(改正後17条の12)。

適格機関投資家等特例業務の届出事項である重要な使用人の範囲は、上記8 と概ね同内容とする(改正後17条の13)。

#### 13. 外務員制度

外務員登録の対象行為として、金融商品取引法 2 条 1 項の有価証券に係るもの以外の市場デリバティブ取引・外国市場デリバティブ取引関係の行為を追加する(改正後 17 条の 14)。

#### 14.金融商品仲介業者

広告等の表示事項について、上記9 と概ね同内容を定める(改正後18条)。

#### 15. 金融商品取引業協会

認定投資者保護団体の認定について、申請書記載事項等のほか、特定認定業務(他法令の規制対象業務であって、金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用されるものに関する苦情の解決又はあっせん)を行おうとする団体の認定に係る関係大臣への協議等を定める(改正後18条の4の3)。

#### 16.投資者保護基金

有価証券関連業を行う金融商品取引業者のうち、第一種金融商品取引業を行わない者は、基金への加入義務を負わない旨を定める(改正後18条の7の2)。

#### 17. 金融商品取引所

認可を受けて株式会社金融商品取引所の議決権の 20%以上 50%以下を取得・保有できる者は、地方公共団体とする(改正後19条の3の3)。

株式会社金融商品取引所がその発行する有価証券を上場する場合に承認を要する市場として、外国金融商品市場等を追加する(改正後19条の3の4)。

#### 18. 有価証券の取引等に関する規制

いわゆる短期売買規制(上場会社等の特定有価証券等の売買等を行った場合の報告義務、短期売買利益の返還規定の適用)やインサイダー取引規制の対象となる有価証券の範囲に、株券等を信託財産とする有価証券信託受益証券を加える(改正後27条の2~27条の4、32条~33条の2)。

外国の法令に基づいて設立された団体であって、民法上の組合、投資事業有限責任組合又は有限責任事業組合に類似するものが上場会社等の議決権の 10%以上を保有する場合には、その組合員に対して、いわゆる短期売買規制を適用する(改正後27条の8)

#### 19. 農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等

信託受益権又は集団投資スキーム持分であって商品投資又は一定の物品の取得、 譲渡若しくは使用等により運用することを目的とするものに係る販売・勧誘業務 (商品投資関連業務)に関し、農林水産大臣及び経済産業大臣に対して行う協議(内 閣府令を定める場合及び処分を行う場合)又は通知(届出等があった場合)について、所要の事項を定める(改正後37条)。

# . 投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正(3条)

#### 1.総則

委託者指図型投資信託における運用指図権限の委託先の範囲を、金融商品取引業者等(投資運用業を行う者)若しくは外国において投資運用業を行なう外国法人又はそれ以外の信託会社等(有価証券等以外の資産のみに対する投資運用指図に限る。)とし、当該投資信託財産の受託者である信託会社等は除くものとする(改正後2条)。

特定資産の定義規定について、金融商品取引法における有価証券及びデリバティブ取引関係の定義の見直しを踏まえて、所要の整備を行う(改正後3条)。 証券投資信託の定義は、投資信託財産の2分の1を超える額を金融商品取引法2条1項の有価証券に投資運用すること(金融商品取引法2条1項の有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。)を目的とする委託者指図型投資信託とする(改正後5条・6条)。

#### 2.委託者指図型投資信託

委託者指図型投資信託の委託者の要件として、外国法人である金融商品取引業者を委託者とする場合には、当該外国法人が国内に営業所等を有することを求める(改正後9条)。

投資信託委託会社が利益相反のおそれがある取引を行い、又は運用指図を行った場合における書面交付義務について、当該取引が不動産関係取引である場合には、同種の資産を投資対象とするすべての投資信託財産の全受益者への書面交付を求める。また、当該取引が一定の有価証券取引や店頭デリバティブ取引等である場合は、当該運用指図を行った投資信託財産の全受益者への書面交付を求める(改正後19条)。

#### 3. 外国投資信託

国内において外国投資信託受益証券の募集の取扱い等が行われる場合には、原則として発行者から国内当局への届出が義務付けられるが、当該受益証券が金融商品取引所に上場され、又は金融商品取引所が当該受益証券の上場を承認した場合は、当該届出義務を除外する。また、一定の受益証券についての外国金融商品市場における取引の媒介・取次ぎ・代理や適格機関投資家を相手方として行う売付け等(第一種金融商品取引業を行う者が行うものに限る。)が行われる場合も、当該届出義務を除外する(改正後30条)。

#### 4.投資法人

短期投資法人債の発行により調達した資金を充てて取得が認められる特定資産の範囲は、不動産等(不動産・不動産の賃借権・地上権)、不動産等のみを信託する信託の受益権、不動産等のみへの投資運用を行う匿名組合出資持分及び不動産等のみを特定資産とする特定目的会社の優先出資証券とする(改正後 98 条

**の2**)。

投資法人の設立企画人が行う投資証券の募集等に関して準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、広告等の表示事項として上記 9 に準じた事項を定めるほか、所要の規定の整備を行う(改正後121条)。

資産運用会社の要件として、登録投資法人の資産運用業務を外国法人である金融商品取引業者に委託する場合には、当該外国法人が国内に営業所等を有することを求める(改正後122条)。

#### 5 . 外国投資法人

国内において外国投資証券の募集の取扱い等が行われる場合には、原則として発行者から国内当局への届出が義務付けられるが、その特例として、上記3と概ね同内容を定める(改正後128条)。

#### 6. 不動産投資信託・不動産投資法人についての特例等

金融庁長官は、不動産投資信託・不動産投資法人に係る投資運用(特定投資運用行為)を業として行おうとする者の登録又は承認手続に際して、国土交通大臣の意見を聴くものとする(改正後129条)。

金融商品取引業者が委託者指図型投資信託・投資法人の資産を有価証券又はデリバティブ取引に係る資産以外の資産に投資運用する場合における金融商品取引法の規定の適用等について、所要の整備を行う(改正後130条)。

不動産に関し国土交通大臣に対して行う協議(内閣府令を定める場合及び処分を行う場合)又は通知(届出等があった場合)について、所要の事項を定める(改正後132条)。

#### 7.その他

その他、投資信託委託業及び投資法人資産運用業に関する規定を削除するなど、 所要の規定の整備を行う。

# . 銀行法施行令等の一部改正 (4条~16条)

銀行が行う特定預金等の受入れなど、金融商品取引法の販売・勧誘ルールと同等の規制が整備される業務等について、広告等の表示事項として上記 9 に準じた事項を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

その他、信託業法施行令において信託受益権販売業に関する規定を削除するなど、所要の規定の整備を行う。

. 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令の一部改正 (51条) 商品投資の定義には、一定の物品(指定物品)の取得、譲渡又は使用等による 運用が含まれているところ、当該物品の政令指定を行わないこととする。

商品投資顧問業者の最低資本金要件は、原則 5,000 万円とする(改正後 5 条)。 その他、商品投資販売業に関する規定を削除するなど、所要の規定の整備を行う。

# . 疑わしい取引の届出に関する政令の一部改正 (63条)

金融商品取引業者及び特例業務届出者に対して、疑わしい取引の届出義務を適用 する(改正後1条・2条)。

# . 資産の流動化に関する法律施行令の一部改正 (69条)

特定目的会社が行う資産対応証券の募集等及び特定譲渡人(オリジネーター)が行う特定目的会社の資産対応証券の募集等の取扱いに関して準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、広告等の表示事項として上記 9 に準じた事項を定めるほか、所要の規定の整備を行う(改正後47条・47条の2)。

原委託者(オリジネーター)が行う特定目的信託の受益証券の募集等に関して 準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、広告等の表示事項として 上記 9 に準じた事項を定めるほか、所要の規定の整備を行う(改正後72条・ 72条の2)。

# . 金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正 (70条)

金融商品の販売等に関する法律の対象取引に、海外商品市場の開設者の定める 基準・方法に従って行う商品関係の先物取引、オプション取引、指数等オプション取引及びスワップ取引等を追加する(改正後5条)。

金融商品販売業者等の説明義務の対象となる顧客から、特定投資家(特定投資家に移行した一般投資家を含み、一般投資家に移行した特定投資家を除く。)を除外する(改正後10条)。

# . 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用 の防止に関する法律施行令の一部改正 (75条)

金融商品取引業者に加えて、特例業務届出者についても本人確認義務の対象事業者として追加し、当該義務を適用する(改正後1条~3条)。

### . 経過措置 (附則等)

#### 1. 開示規制関係

施行の際現に信託契約が締結されている合同運用金銭信託等の受益権については、上記 7 に該当するものであっても、施行日から1年間は、開示規制の適用を除外する(附則11条)。

### 2.金融商品取引業の規制関係

施行の際現に新有価証券につき金融商品取引業を行っているみなし登録業者は、施行日から6月間は、変更登録を受けずに当該業務を行うことを認める(附則 12条)。

施行の際現にデリバティブ取引につき金融商品取引業を行っている者(みなし登録業者を除く。)は、施行日から6月間は、変更登録を受けずに当該業務を行うことを認める(附則13条)。

施行の際現に旧有価証券につき自己募集及び自己運用を行っている者(みなし登録業者等を除く。)は、施行日から6月間は、登録を受けずに当該業務を行うことを認める(附則14条)。

中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行が各組織法に基づき金融商品取引行為を行う場合は、当分の間、登録義務の適用を除外しつつ、金融商品取引法上の所要の行為規制を適用する(附則 15 条~18 条)。

### 3 . 金融商品取引業者等の行為規制及び特定投資家制度関係

施行日前に顧客が「特定投資家から一般投資家への移行」の申出を行い、また、 当該申出を受けた業者が当該移行に係る所要の書面交付を行う場合は、当該申出 及び書面交付は、施行日にされたものとみなすこととする(附則 22 条等)。

標識の掲示義務、広告等への登録番号の表示義務及び契約締結前交付書面への登録番号の記載義務は、施行日から3月間は、適用を除外する(附則23条)。

### 金融商品取引業等に関する内閣府令【新設】の概要

金融商品取引法3章(金融商品取引業者等)・3章の2(金融商品仲介業者)の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。(あわせて、8本の内閣府令を廃止し、1本の内閣府令を改正。)

(注) 当該内閣府令により改正・廃止する内閣府令の一覧は、「別紙2]を参照。

### . 総 則

用語の定義及び日本語で記載できない提出書類への訳文添付義務(英文の定款・議事録は、概要の訳文の添付義務)等を定める(1条~3条)。

### . 金融商品取引業者

### 1.金融商品取引業の登録等(4条~16条)

登録申請書記載事項である重要な使用人の範囲について、法令等遵守指導業務の統括者及び投資助言・代理業に関する営業所等の統括者に準ずる者として当該統括者の権限を代行し得る地位にある者を、投資助言又は投資運用部門の統括者に準ずる者として金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者を定める(6条)。

登録申請書記載事項として、以下を追加する(7条)。

- イ 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の 名称
- ロ 会員等となる金融商品取引所の商号等
- ハ 有価証券関連業を行う場合は、その旨及び加入する投資者保護基金の名称
- 二 商品投資関連業務を行う場合は、その旨、農林水産関係商品等のみに係るものである場合はその旨、経済産業関係商品等のみに係るものである場合はその 旨及び競走用馬投資関連業務を行う場合はその旨
  - (注)「商品投資関連業務」とは、金融商品取引法2条2項1号・2号・5号・6号に掲げる権利(信託受益権又は集団投資スキーム持分)であって商品 投資又は一定の物品の取得・譲渡・使用等により運用することを目的とす るものに係る販売・勧誘業務をいう。

また、「競走用馬投資関連業務」とは、匿名組合契約(出資を受けた金銭の全部等を充てて競走用馬を取得し再出資すること等を目的とするもの、又は出資を受けた当該競走用馬を競走に出走させることを目的とするもの)に基づく権利に係る販売・勧誘業務をいう。

- ホ 投資事業有限責任組合権利に係る自己募集(金融商品取引法2条8項7号) 又は自己運用(金融商品取引法2条8項15号)を業として行う場合は、その 旨
- へ 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合は、その旨
  - (注)「不動産信託受益権等売買等業務」とは、不動産信託受益権又は主として不動産信託受益権に対する投資を行う組合契約等に基づく権利の売買その他の取引に係る業務をいう。
- ト 不動産関連特定投資運用業を行う場合は、その旨
  - (注)「不動産関連特定投資運用業」とは、一定の投資運用業のうち、不動産 信託受益権又は主として不動産信託受益権に投資を行う組合契約等に基 づく権利を投資対象とするものをいう。
- チ 特定引受行為を行う場合は、その旨
  - (注)「特定引受行為」とは、金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う者であって資本金5千万円以上のもの)が行う有価証券の引受けのうち、その完全子会社が営業者になって機械類等のリース事業を行う匿名組合の出資持分について、投資家に取得させることを目的として取得するものをいう。
- リ 特定有価証券等管理行為を行う場合は、その旨
  - (注)「特定有価証券等管理行為」とは、金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う者であって資本金5千万円以上のもの)が行う有価証券等管理のうち、信託受益権又は集団投資スキーム持分に係る募集・私募の取扱いに関して顧客から金銭の預託を受ける行為であって、当該金銭について分別管理をしているものをいう。

登録申請者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査基準を、以下の通り定める(13条)。

- イ 業務に関する十分な知識・経験を有する役員等の確保状況及び組織体制に照 らして、当該業務を適切に遂行することができないと認められること。
- ロ 役員等のうちに、経歴、暴力団・暴力団員との関係その他の事情に照らして 業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用 を失墜させるおそれがあると認められること。
- 八 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、あらかじめ日本中央競馬 会等による指導を受け、当該商品投資関連業務が競走用馬投資関連業務のみに 該当し、かつ競馬法上の馬主登録を受けているとの要件に該当しないこと。

- 二 不動産信託受益権等売買等業務を行う場合には、宅地建物取引に関する専門 的知識・経験を有する役員・使用人を当該業務の統括部門、内部監査部門及び 法令等遵守指導業務部門に配置し、かつ当該業務を行う役員・使用人が顧客へ の説明を行うために必要な専門的知識・経験を有することとの要件に該当しな いこと。
- ホ 不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当 しないこと。

その他、金融商品取引業の登録の手続等について、所要の事項を定める。

### 2 . 私設取引システム運営業務の認可(17条~19条)

私設取引システム(PTS)運営業務の認可の手続等について、所要の事項を定める。

### 3.登録事項の変更等(20条~24条)

登録事項の変更届出及び変更登録の手続等について、所要の事項を定める。

### 4. 営業保証金の供託(25条~30条)

営業保証金の供託の手続等について、所要の事項を定める。

#### 5.取締役等の兼職制限(親法人等・子法人等の範囲等)(31条~35条)

親法人等・子法人等の定義から、専ら自己又は自己及びその親法人等・子法人等の金融商品取引業等又は金融商品仲介業の遂行のための業務を行う者、専ら自己又は自己及びその親法人等・子法人等の業務(金融商品取引業等又は金融商品仲介業を除く。)の遂行のための業務(非公開情報に関連する業務を除く。)を行う者及び外国法人等であって国内に営業所等を有しない者を除外する(32条)。

「親法人等」の定義に用いられる「親会社等」(意思決定機関を支配している会社等)及び「関連会社等」(財務及び営業等の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる会社等)の具体的な範囲を定める(33条・34条)。

その他、取締役等の兼職届出の手続等について、所要の事項を定める。

#### 6 . 主要株主(36条~39条)

金融商品取引業者の主要株主の届出の手続等について、所要の事項を定める。

#### 7.業務範囲(65条~70条)

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者)の届出業務として、信託兼営金融機関による遺言執行・遺産整理に係る契約締結の媒介、不動産の管理、不動産に係る投資に関する助言、算定割当量(いわゆる排出権)

の取得・譲渡契約の締結又はその媒介・取次ぎ・代理、算定割当量に係る指標先渡取引・オプション取引又はその媒介・取次ぎ・代理、投資法人・特別目的会社の機関運営事務、他人のために行う有価証券・デリバティブ取引に係る権利以外の資産に対する投資運用、債務保証・引受け契約の締結又はその媒介・取次ぎ・代理、他の事業者のあっせん・紹介、及び他の事業者の業務に関する広告・宣伝等を行う業務を定める(68条)。

その他、金融商品取引業者が行うその他業務の届出・承認の手続等について、所要の事項を定める。

### . 登録金融機関

1.登録金融機関業務の登録等(40条~50条)

登録申請書記載事項として、以下を追加する(44条)。

- イ 重要な使用人(法令等遵守指導業務の統括者等、投資助言又は投資運用部門 の統括者等及び投資助言・代理業に関する営業所の統括者等)の氏名
- ロ 上記 1 イ・ロ・ニ~トと同内容の事項
- ハ 有価証券関連業に該当する業務(いわゆる銀証分離規定の例外として認められる業務)を行う場合は、その旨及び有価証券関連店頭デリバティブ取引を業として行う場合はその旨
- 二 金融商品仲介業務を行う場合は、委託金融商品取引業者の商号 登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか どうかの審査基準として、上記 1 と同内容を定める(49条)。 その他、登録金融機関業務の登録の手続等について、所要の事項を定める。

#### 2.登録事項の変更等(51条・52条)

役員又は重要な使用人に変更があった場合の届出書添付書類は、新たに役員又は重要な使用人となった者の履歴書のみとする(51条)。

その他、登録事項の変更の手続等について、所要の事項を定める。

### . 金融商品取引業者等に係る行為規制(販売・勧誘ルール)

#### 1.広告等の規制(72条~78条)

広告のほか、郵便、信書便、ファクシミリ送信、電子メール送信又はビラ・パンフレット配布その他の方法で多数の者に同様の内容で行う情報提供を規制対象とする。ただし、以下の方法による情報提供は除くこととする(72条)。

- イ 法令等に基づき作成された書類を配布する方法
- ロ 個別の企業の分析及び評価に関する資料(いわゆるアナリストレポート)で あって契約締結の勧誘に使用しないものを配布する方法
- 八 景品その他の物品(いわゆるノベルティグッズ等)であって一定の事項(商品名、業者名、リスクがある旨及び契約締結前交付書面等を十分に読むべき旨)のみが表示されているものを提供する方法

広告等の表示方法として、明瞭・正確に表示し、特にリスク情報は最大の文字・数字と著しく異ならない大きさで表示する旨を定める(73条)。

- 一般的な広告等には、手数料等の情報として、いかなる名称によるかを問わず顧客が支払うべき対価(有価証券の価格又は保証金等の額を除く。)の種類ごとの金額(上限額)又はその計算方法(当該有価証券の価格等に対する割合を含む。)の概要、及び当該金額の合計額(上限額)又はその計算方法(有価証券の価格等に対する割合を含む。)の概要を表示することとし、これらの情報を表示できない場合はその旨及びその理由を表示すること等を定める(74条)。
- 一般的な広告等の表示事項として、契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実及び加入している金融商品取引業協会の名称を追加する(76条)。
- 一般放送事業者の放送設備により放送させる方法による広告と同一の規制(表示事項)を適用するものとして、有線テレビジョン放送事業者・有線ラジオ放送業者・電気通信役務利用放送業者の放送設備により放送させる方法による広告や、継続して屋内外で公衆に表示させる方法であって看板・立看板・はり紙・はり札等や広告塔・広告板・建物その他の工作物等に掲出・表示させるものによる広告等を定める(77条)。
- 一般放送事業者の放送設備により放送させる方法又は の方法による広告の表示事項として、契約締結前交付書面等を十分に読むべき旨を追加する(77条)。 その他、広告等の規制について、所要の事項を定める。

### 2.契約締結前の書面交付義務(79条~97条)

契約締結前交付書面の記載方法として、顧客の判断に影響を及ぼす特に重要な事項を 12 ポイント以上の大きさの文字・数字を用いて最初に平易に記載し、次に手数料等の情報の概要やリスク情報等を枠の中に 12 ポイント以上の大きさの文字・数字を用いて明瞭・正確に記載し、他の事項も 8 ポイント以上の文字・数字を用いて明瞭かつ正確に記載する旨を定める(79条)。

契約締結前交付書面の交付を要しない場合として、以下を定める(80条)。

イ 上場有価証券等(カバードワラント等を除く。)の売買その他の取引(デリバティブ取引及び信用取引等を除く。)に係る契約締結前1年以内に、上場有価証券等書面(当該取引に係るリスク情報等を上記 に準ずる方法により記載した書面)を交付している場合

- (注)上場有価証券等書面の交付日から1年以内に契約締結を行った場合は、 当該締結日に上場有価証券等書面を交付したものとみなす。
- 口 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結前 1 年以内に、同種の内容の契約について契約締結前交付書面を交付している場合 (注)契約締結前交付書面を交付した日から 1 年以内に同種の内容の契約(店 頭金融先物取引に係るものを除く。)の締結を行った場合は、当該締結日 に契約締結前交付書面を交付したものとみなす。
- 八 目論見書(上記 に準ずる方法により契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。目論見書に当該事項が記載されていない場合にあっては、当該目論見書と当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面とが一体のものとして交付される場合を含む。)を交付している場合又は目論見書の交付が不要とされている場合
- 二 契約内容の一部を変更する契約を締結しようとする場合において、契約締結 前交付書面の記載内容に変更すべきものがないとき又は契約変更書面(変更に 係るものを記載した書面)を交付しているとき
- ホ 当該契約が、反対売買、累積投資契約による買付け又は定期的にする売付け、 投資信託受益証券等や集団投資スキーム持分の収益金による同一銘柄の取得、 MRF(マネー・リザーブ・ファンド)の売買(当初買付けを除く。)等に係 るものである場合

契約締結前交付書面には、手数料等の情報として、いかなる名称によるかを問わず顧客が支払うべき対価(有価証券の価格又は保証金等の額を除く。)の種類ごとの金額(上限額)又はその計算方法(当該有価証券の価格等に対する割合を含む。)及び当該金額の合計額(上限額)又はその計算方法(有価証券の価格等に対する割合を含む。)を表示することとし、これらの情報を表示できない場合はその旨及びその理由を表示すること等を定める(81条)。

すべての契約締結前交付書面に共通する記載事項として、当該書面の内容を十分に読むべき旨やリスク情報等を追加する(82条)。

有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面に追加して記載する事項等として、すべての取引に共通する記載事項(83条)のほか、信託受益権等(84条)不動産信託受益権(85条)抵当証券等(86条)出資対象事業持分(集団投資スキーム持分)(87条)外国出資対象事業持分(88条)主として信託受益権等に対する投資を行う事業を出資対象事業とする出資対象事業持分(89条)組合契約等に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業が主として不動産信託受益権への投資を行うもの(90条)商品ファンド関連取引(91条)及び競走用馬投資関連業務に係る取引(92条)に係る特則を定める。

デリバティブ取引等に係る契約締結前交付書面に追加して記載する事項とし

て、すべての取引に共通する記載事項(93条)のほか、店頭金融先物取引に係る特則(94条)を定める。

投資顧問契約及び投資顧問契約の締結の代理・媒介を内容とする契約に係る契約締結前交付書面に追加して記載する事項を定める(95条)。

投資一任契約及び投資一任契約の締結の代理・媒介を内容とする契約に係る契約締結前交付書面に追加して記載する事項を定める(96条)。

その他、契約締結前の書面の交付等について、所要の事項を定める。

#### 3.契約締結時等の書面交付義務(98条~112条)

契約締結時以外に書面を交付する場合は、以下のとおりとするとする(98条)。

- イ 投資信託契約等の解約があった場合
- ロ 投資口の払戻しがされた場合
- ハ 有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を行い、又は金銭・有 価証券の受渡しを行う場合
  - (注)この場合は、取引残高報告書を、顧客の請求がある都度又は報告対象期間(1年を3月以下ごとに区分した期間(直近作成日から1年間契約締結や受渡しがない場合であって残高があるときは、1年又は1年を1年未満の期間ごとに区分した期間))の末日ごとに交付する。
- ニ 商品ファンド関連取引に係る契約を締結しているとき
  - (注)この場合は、商品ファンド運用状況の説明書を、商品ファンドの運用に 係る計算期間の末日以後遅滞なく交付する。

すべての契約締結時交付書面(上記 イ・ロの場合に作成する書面を含む。) に共通する記載事項として、金融商品取引業者等の商号等、契約の概要、契約年 月日、顧客の氏名等などを定める(99条)。

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面に追加して記載する事項等として、すべての取引(抵当証券等の売買その他の取引を除く。)に共通する記載事項(100条)のほか、有価証券(抵当証券等を除く。)の売買その他の取引若しくは有価証券関連デリバティブ取引等(101条)デリバティブ取引等(有価証券関連デリバティブ取引等を除く。)(102条)抵当証券等の売買等(103条)商品ファンド関連取引(104条)及び競走用馬投資関連業務に係る取引(105条)に係る特則を定める。

投資顧問契約及び投資顧問契約の締結の代理・媒介を行うことを内容とする契約に係る契約締結時交付書面に追加して記載する事項を定める(106条)。

投資一任契約及び投資一任契約の締結の代理・媒介を行うことを内容とする契約に係る契約締結時交付書面に追加して記載する事項を定める(107条)。

取引残高報告書及び商品ファンド運用状況書面の記載事項等を定める(108条・109条)。

契約締結時交付書面、取引残高報告書及び商品ファンド運用状況書面の交付を要しない場合を定める(110条~112条)。

### 4.禁止行為等(116条・117条・123条)

不招請勧誘の禁止規定の例外は、継続的取引関係にある顧客(最近1年間に2以上の店頭金融先物取引のあった者及び未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限る。)に対する勧誘及び外国貿易等を行う法人に対して為替変動による損失リスクを減殺するために行う勧誘とする(116条)。

販売・勧誘局面の禁止行為として、特別利益の提供、フロントランニング、大量推奨販売等のほか、以下の行為等を追加する(117条)。

- イ 契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書(上記2 八の場合) 及び契約変更書面の交付に関し、リスク情報等についてあらかじめ顧客の知識、 経験、財産の状況及び契約締結の目的に照らして当該顧客に理解されるために 必要な方法及び程度によって説明をすることなく契約を締結する行為
- ロ 契約締結等に関し、顧客(抵当証券等・商品ファンド関連受益権の売買その他の取引又は金融先物取引以外のものは、個人に限る。)に迷惑を覚えさせるような時間に電話・訪問により勧誘する行為
- ハ 不招請勧誘の禁止の対象契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該契約の締結を勧誘する行為
- 二 再勧誘の禁止の対象契約につき、顧客があらかじめ当該契約を締結しない旨の意思(勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該契約の締結の勧誘をする行為
- ホ 上場金融商品等や店頭売買有価証券の相場若しくは相場・取引高に基づいて 算出した数値を変動・くぎ付け・固定・安定させ、又は取引高を増加させる目 的をもって、当該上場金融商品等や店頭売買有価証券の売買等、申込み又は委 託等をする行為
- へ 上場金融商品等や店頭売買有価証券の相場若しくは相場・取引高に基づいて 算出した数値を変動・くぎ付け・固定・安定させ、又は取引高を増加させるこ とにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金 融商品等や店頭売買有価証券の売買等の受託等をする行為

該当してはならない業務運営状況として、以下の状況等を追加する(123条)。イ 著しく不適当と認められる数量、価格その他の条件により、有価証券の引受

- 1 者しく不適当と認められる数量、価格その他の条件により、有価証券の引き けを行っている状況
- ロ 有価証券の元引受けを行う場合において、発行者の財務状態、経営成績その 他引受けの適否の判断に資する事項の適切な審査を行っていないものと認め られる状況
- ハ 投資信託受益証券等に係る自己募集又は転売を目的としない買取り等を行

- い、顧客の応募代金等又は投資信託の解約金等の預託を受ける場合において、 顧客分別金信託をしていない状況
- 二 上場金融商品等や店頭売買有価証券の相場若しくは相場・取引高に基づいて 算出した数値を変動・くぎ付け・固定・安定させ、又は取引高を増加させるこ とにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該上場金融商品 等や店頭売買有価証券の売買等の受託等を防止するための売買管理が十分で ないと認められる状況
- ホ 第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業として取引一任契約等に 基づき有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合等において、十分な社 内管理体制をあらかじめ整備していない状況

### 5.損失補てん等の禁止(118条~122条)

補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき確認を要しない場合として、認定投資者保護団体のあっせんによる和解、弁護士会の会則等に定める機関(仲裁センター)のあっせんによる和解又は仲裁手続による仲裁判断、消費者基本法に規定するあっせん(地方公共団体又は国民生活センターによるもの)による和解、認証紛争解決事業者(取り扱う紛争の範囲に有価証券売買取引等を含むもの)が行う認証紛争解決手続による和解、及び弁護士(支払額1千万円以下)又は司法書士(支払額140万円以下)が顧客を代理して成立する和解であって当該弁護士・司法書士から金融商品取引業者等に書面を交付すること等の要件を満たすもの等を定める(119条)。

その他、事故確認の手続等について、所要の事項を定める。

6. その他 (71条、113条~115条、124条、125条)

金融商品取引業者等が掲示する標識の様式を定める(71条)。

保証金の受領に係る書面交付義務の対象となるものは、金融先物取引に関して 預託を受けた金銭又は有価証券等とする旨を定める(113条)。

その他、所要の事項を定める。

- . 金融商品取引業者等に係る行為規制(投資助言・投資運用関係)
- 1.投資助言業務に関する行為規制(126条・127条)

投資助言業務の禁止行為として、自己又は第三者の利益を図るため顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言等を追加する(126条)。 その他、投資助言業務に関する規制について、所要の事項を定める。

### 2.投資運用業に関する行為規制(128条~135条)

自己取引の禁止の例外は、個別取引ごとに全権利者に当該取引の内容及び理由を説明して同意を得たもの(契約その他の法律行為において、権利者の半数以上かつ全権利の4分の3以上の同意で足りる旨及び反対者の権利の買取請求権を定めている場合は、当該同意を得たもの)であって合理的な価額により行う取引等を内容とした運用等とする(128条)。

運用財産相互間取引の禁止の例外は、双方の運用財産の運用方針・運用財産額・市場の状況に照らして必要かつ合理的と認められる対象有価証券売買取引等(公正・合理的な価額により行う上場有価証券の売買その他一定の取引)を内容とした運用、又は個別取引ごとに双方の運用財産の全権利者に当該取引の内容及び理由を説明して同意を得たもの(契約その他の法律行為において、権利者の半数以上かつ全権利の4分の3以上の同意で足りる旨及び反対者の権利の買取請求権を定めている場合は、当該同意を得たもの)であって合理的な価額により行う取引を内容とした運用等とする(129条)。

投資運用業の禁止行為として、以下の行為等を追加する(130条)。

- イ 自己又は第三者の利益を図るため権利者の利益を害することとなる取引を 行うことを内容とした運用
- ロ 投資信託(私募に係るものを除く。)の運用財産に関し発生しうる危険に対応する額としてあらかじめ合理的な方法により算出した額が純資産額を超える場合において、デリバティブ取引を行い、又は継続することを内容とした運用
- ハ 委託を受けた者が再委託(当該権限の一部を再委託するもの(再々委託しないことが確保されているものに限る。)を除く。)をしないことを確保する措置を講じないで運用権限を委託すること。

運用権限の委託について契約等に定める事項は、当該委託をする旨及び委託先の商号等、委託の概要並びに委託に係る報酬を運用財産から支払う場合には当該報酬の額(又はその計算方法)とする(131条)。

その他、運用財産の分別管理の方法や運用報告書の記載内容等につき、所要の事項を定める。

### . 金融商品取引業者等に係る行為規制(有価証券等管理業務関係)|

#### 1.対象有価証券関連取引に係る分別管理(136条~142条)

金融商品取引業者は、その所属する金融商品取引業協会の規則等の定めるところにより分別管理監査を受けなければならないこととするとともに、当該規則に定めるべき事項等を定める(142条)。

その他、対象有価証券関連取引に係る分別管理の方法等について、所要の事項 を定める。

### 2 . デリバティブ取引等に係る有価証券等の区分管理(143条~145条)

デリバティブ取引等(有価証券関連デリバティブ取引等に該当するものを除く。) に係る区分管理の方法等について、所要の事項を定める。

### 3. 顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限(146条)

顧客の有価証券を担保に供する場合等は、その都度、担保同意書又は貸付同意書により書面による同意を得なければならないこととし、信用取引保証金代用有価証券を担保に供する場合は、一定の要件の下で、当該同意をあらかじめ包括担保同意書により包括的に得ることができることとする。

### . 金融商品取引業者等に係る行為規制(弊害防止措置関係)

### 1.複数の業務を行う場合の禁止行為(147条~150条)

信用供与を条件とした有価証券売買等の受託等の禁止の例外は、累積投資契約による売買であって、証票等(クレジットカード等)を提示・通知した個人が有価証券を取得し、対価に相当する額を2月未満の期間内に一括払いするものであり、かつ、信用供与額が10万円を超えないものとする(148条)。

その他、金融商品取引業者等が2以上の種別の業務を行い、又はその他業務を行う場合の禁止行為について、所要の事項を定める。

#### 2.親法人等・子法人等が関与する行為の制限(151 条~155 条)

金融商品取引業者やその親法人等・子法人等(銀行等、金融商品取引業者、信託会社及び貸金業者等を含む。)が内部管理業務を行うために下記 ロの行為を行うことについて、当該金融商品取引業者が承認を受けようとする場合の手続を定める(151条)。

金融商品取引業者の親法人等・子法人等が関与する場合の禁止行為として、以下の行為等を追加する(153条)。

- イ 親法人等・子法人等が発行する有価証券(指定格付機関による格付けが付与されているもの、6月以上継続して上場されている株券であって3年間の取引所金融商品市場における年平均売買金額が100億円以上であること及び時価総額が100億円以上であること等の要件を満たすものを除く。)の引受主幹事会社となること。
- ロ 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に

限る。) が有価証券の発行者等に関する非公開情報を親法人等・子法人等から 受領し、又は提供すること(発行者等の書面による同意がある場合、内部統制 報告書等を作成するために必要な情報を受領・提供する場合、電子情報処理組 織の保守及び管理を行うために必要な情報を提供する場合、法令等に基づいて 非公開情報を受領・提供する場合等を除く。)。

その他、登録金融機関の親法人等・子法人等が関与する場合の禁止行為等につ いて、所要の事項を定める。

### . 金融商品取引業者等に係る行為規制の適用除外(特定投資家制度)

### 1.契約の種類(53条)

移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、有価証券関係、デリバティブ取引 関係、投資顧問契約関係及び投資一任契約関係の4種類とする(53条)。

### 2 . 特定投資家から一般投資家の移行(54条~57条)

移行の期限日の特例として、金融商品取引業者等が定める一定の日及びそれら の日のうち承諾日から1年以内で最も遅い日を期限日とする旨を適切な方法に より公表している場合は、当該日を移行の期限日とすることを認める(54条)。

移行申出者への交付書面の記載事項として、移行申出者は、移行の承諾を行っ た金融商品取引業者等のみから移行対象契約に関して一般投資家として取り扱 われることになる旨等を追加する(55条)。

その他、一般投資家への移行の手続について、所要の事項を定める。

#### 3.一般投資家(法人)から特定投資家への移行(58条~60条)

移行の期限日の特例について、上記2 と同内容を定める(58条)。

移行申出者からの同意取得書面の記載事項として、移行申出者は、移行の承諾 を行った金融商品取引業者等のみから移行対象契約に関して特定投資家として 取り扱われることになる旨等を追加する(59条)。

その他、特定投資家への移行の手続について、所要の事項を定める。

### 4.一般投資家(個人)から特定投資家への移行(61条~64条)

きる個人は、以下の者とする(61条)。

匿名組合契約を締結した営業者である個人のうち移行の申出を行うことがで きない者は、移行の申出を行うことについて全匿名組合員の同意を得ておらず、 又は匿名組合契約に基づく出資の合計額が3億円未満である者とする(61条)。 匿名組合契約を締結した営業者に類する者として移行の申出を行うことがで

-50-

- イ 組合契約を締結した業務執行組合員である個人(移行の申出を行うことについて他の全組合員の同意を得ており、かつ、当該組合契約に基づく出資の合計額が3億円以上である者に限る。)
- 口 有限責任事業組合契約を締結し、組合の重要な業務執行に関与し、自ら執行する組合員である個人(移行の申出を行うことについて他の全組合員の同意を得ており、かつ、当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が3億円以上である者に限る。)

知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に相当するものとして移行の申出を行うことができる個人の要件は、以下の通りとする(62条)。

- イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における純資産の合計額が3億円以上になると見込まれること。
- ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における資産(有価証券、デリバティブ取引に係る権利、特定預金等、特定保険契約に基づく保険金等に係る権利、特定信託契約に係る信託受益権、不動産特定共同事業契約に基づく権利、商品先物取引に係る権利等に限る。)の合計額が3億円以上になると見込まれること。
- 八 最初に申出に係る契約の種類に属する契約を締結した日から1年を経過していること。

移行の期限日の特例について、上記2 と同内容を定める(63条)。 移行申出者からの同意取得書面の記載事項について、上記3 と同内容を定める(64条)。

#### 5.行為規制の適用除外の例外(156条)

契約締結の勧誘又は締結した契約の相手方が特定投資家であっても行為規制を適用除外しない場合は、契約締結時等の書面交付義務、保証金の受領に係る書面交付義務及び投資運用業に関する運用報告書の交付義務にあっては照会への回答の体制が整備されていない場合とし、投資助言業務又は投資運用業に関する金銭又は有価証券の預託受入れ等の禁止にあっては預託を受けた金銭・有価証券を分別管理する体制が整備されていない場合とする。

### . 金融商品取引業者等の経理・監督・外務員

1.業務に関する帳簿書類の作成及び保存(157条~171条、181条、184条~186条) 業務に関する帳簿書類は、顧客への交付書面等については5年間、注文伝票等 については7年間、その他の帳簿書類(取引日記帳、各種取引記録及び顧客勘定 元帳等)については10年間保存するものとする(157条等)。 その他、各種帳簿書類の記載事項等について、所要の事項を定める。

### 2. 事業報告書の提出等 (172条・173条、182条、187条・188条)

事業報告書及び業務又は財産の状況に関する報告の様式等について、所要の事項を定める。

#### 3.説明書類の縦覧(174条、183条)

第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者が公衆縦覧に供する説明書類の記載事項は、事業報告書に記載されている事項とする(183条)。

その他、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の説明書類の記載事項について、所要の事項を定める。

### 4.金融商品取引責任準備金の積立て(175条・189条)

第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が事業年度ごとに積み立てる 金融商品取引責任準備金は、以下のいずれか低い金額とする(175条)。

- イ 当該事業年度における、売買(取引所市場外で行うもの)又は売買の取次ぎに係る株式の総売買金額の万分の0.2に相当する金額その他取引の区分ごとに総取引契約金額の一定割合に相当する金額を合計した額
- 口 直近3事業年度のうち総売買金額の最も高い事業年度における、売買(取引所市場外で行うもの)又は売買の取次ぎに係る株式の総売買金額の万分の0.8 に相当する金額その他取引の区分ごとに総取引契約金額の一定割合に相当する金額を合計した額から、既に積み立てられた金融商品取引責任準備金の金額を控除した額

その他、登録金融機関が事業年度ごとに積み立てる金融商品取引責任準備金の計算方法について、所要の事項を定める。

### 5. 自己資本規制(176条~180条)

自己資本規制比率の計算方法等について、詳細については金融庁長官の定めると ころによるものとするほか、所要の事項を定める。

#### 6.外国法人等に対する経理規定の特例(190条~197条)

外国法人等である金融商品取引業者等に係る説明書類の縦覧期限及び事業報告 書その他の書類の提出期限に関する承認手続等について、所要の事項を定める。

#### 7.監督(198条~208条)

金融商品取引業者等が当局への届出を行うべき場合並びに届出書の記載事項及び添付書類等について、所要の事項を定める。

#### 8.外務員(247条~256条)

外務員登録の手続等について、所要の事項を定める。

### . 金融商品取引業規制に関する特例

#### 1.外国業者に関する特例(209条~233条)

外国証券業者等の他に国内に駐在員事務所等を設置する場合に届出を要する 者の範囲は、外国において出資対象事業持分の自己募集、有価証券等管理業務又 は信託会社が営む業務と同種類の業務を営む者とする(233条)。

その他、外国業者の特例について、所要の事項を定める。

### 2. 適格機関投資家等特例業務に関する特例(234条~246条)

適格機関投資家等特例業務の特例の適用要件として、集団投資スキーム持分を取得する者が適格機関投資家以外の者(一般投資家)である場合には、6月以内に発行された同種の新規発行権利を取得した一般投資家の人数との合計が49名以下でなければならないところ、「同種の新規発行権利」とは、発行者及び出資対象事業が同一である権利とする(234条)。

ファンド・オブ・ファンズに関して、集団投資スキーム(子ファンド)の運営者に適格機関投資家等特例業務の特例を適用しない場合として、当該集団投資スキームの出資者に以下の者がいる場合を追加する(235条)。

- イ その発行する社債又は株式等(取得対価を超えて財産の給付を受けることが ないものを除く。)を一般投資家が取得している特別目的会社
- ロ 他の集団投資スキーム(親ファンド)の運営者で、一般投資家から出資等を受けている者(ただし、親ファンドが投資事業有限責任組合契約(LPS)又は有限責任事業組合契約(LLP)である場合であって、親ファンド(運営者が金融商品取引業者(投資運用業を行う者)であるものを除く。)及び子ファンドの出資者のうち一般投資家の合計が49名以下である場合を除く。また、親ファン及び子ファンドの運営者が同一である場合であって、親ファンド及び子ファンドの出資者のうち一般投資家の合計が49名以下である場合を除く。)適格機関投資家等特例業務の届出書等は、英語で作成することを認める(236条等)。

適格機関投資家等特例業務の届出に係る重要な使用人の範囲について、上記 1 と概ね同内容を定める(237条)。

適格機関投資家等特例業務のその他届出事項として、上記 1 ホと同様の事項を定める(238条)。

その他、適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の変更の届出、適格機関投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出及び特例業務届出者の廃業等の 届出の手続等について、所要の事項を定める。

### XI. 金融商品仲介業

### 1.金融商品仲介業の登録等(257条~264条)

登録申請書の記載事項をはじめ、金融商品仲介業の登録の手続等について、所要の事項を定める。

### 2.金融商品仲介業者に係る行為規制(265条~281条)

広告等の規制について、上記 1と同内容を定める(266条~271条)。

信用の供与を条件とした勧誘の禁止の例外として、上記 1 と同内容の事項を定める(274条)。

禁止行為として、特別利益の提供、大量推奨販売並びに上記 4 ロ~ニと同内容を追加する(275条・281条)。

損失補てん等の禁止について、上記 5 と同内容を定める (276 条等)。 その他、金融商品仲介業者に係る行為規制について、所要の事項を定める。

### 3.金融商品仲介業者の経理・監督等(282条~294条)

金融商品仲介業者が公衆縦覧に供する書面の記載事項は、金融商品仲介業に関する報告書に記載されている事項とする(284条)。

その他、金融商品仲介業者の経理及び外務員登録の手続等について、所要の事項を定める。

# XⅡ. その他

#### 1 . 標準処理期間等 ( 295 条 ~ 297 条 )

登録、認可、承認、許可又は確認の申請があった場合における標準処理期間その他所要の事項を定める。

#### 2 . 経過措置

施行日において金融商品取引業の登録を受けたものとみなされる者が施行日後3月以内に提出する書類の様式等について、所要の事項を定める(附則20条等)。

広告等の規制に関して、施行日から3月以内に行うビラ・パンフレット配布については、上記 1 は適用しないこととする(附則11条)。 契約締結前の書面交付義務に関して、以下の経過措置を定める。

- イ 既存顧客との間で、上場有価証券等の売買、MMF(マネー・マーケット・ファンド)の売買又は信用取引・有価証券関連の市場デリバティブ取引に係る契約を締結しようとするときは、原則として取引残高報告書(対象期間の末日が施行日から3月以内のもの)を交付する日までの間は、当該期間中の書面交付を要件として、契約締結前の書面交付義務を適用除外することとする(附則2条~4条)。
- ロ 既存顧客との間で既契約と同種の契約を締結しようとするときは、施行日後 3月以内は、契約成立後遅滞なく書面を交付することを要件として、契約締結 前の書面交付義務を適用除外することとする(附則5条)。
- ハ 証券会社は、施行日前においても、既存顧客に対し上場有価証券等書面を交付できることとする(附則 13 条)。
- 二 金融商品取引業者等が、施行日前に契約締結前交付書面の例により、又は現行各業法に基づき書面を交付している場合は、契約締結前交付書面を交付したものとみなして、上記 2 口を適用することとする(附則 14条)。
- ホ 金融商品取引業者等が、施行日前又は施行日後3月以内に交付する目論見書 については、上記 2 の方法に準じて作成されたものでなくても、上記 2 八を適用することとする(附則15条)。

特定投資家制度に関して、上記 4 八の要件については、施行日前に締結した金融商品取引行為を内容とする契約も考慮するものとする(附則 10条)。

金融商品取引業者(登録金融機関)が、その行う金融商品取引業(登録金融機関業務)について、施行日から1年間に上記 1の帳簿書類に準ずる帳簿書類を作成している場合は、当該帳簿書類を上記 1の帳簿書類とみなすこととする(附則18条・19条)。

### 金融商品取引業協会等に関する内閣府令【新設】の概要

金融商品取引法4章(金融商品取引業協会)の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。(あわせて、2本の内閣府令を廃止。)

(注) 当該内閣府令により廃止する内閣府令の一覧は、[別紙2]を参照。

# .総則(1条)

用語の定義について定める。

# . 認可金融商品取引業協会(2条~21条)

認可金融商品取引業協会は、定款の定めるところにより、会員調査等の業務の一部を他の認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会に委託できること(当該委託に係る業務の再委託はできないこと)を定める(3条)。

その他、認可金融商品取引業協会の設立の認可、店頭売買有価証券の登録及び その取消しの届出、店頭売買有価証券及び取扱有価証券の取引に関する報告等並 びにあっせん業務について、所要の事項を定める。

# . 公益法人金融商品取引業協会 (22条~29条)

公益法人金融商品取引業協会は、業務規程の定めるところにより、会員調査等の業務の一部を認可金融商品取引業協会又は他の公益法人金融商品取引業協会に委託できること(当該委託に係る業務の再委託はできないこと)を定める(23条)。

その他、公益法人金融商品取引業協会の認定、取引所金融市場外での売買等に 関する報告等及びあっせん業務について、所要の事項を定める。

# . 認定投資者保護団体 (30条~32条)

認定投資者保護団体の対象事業者となりうる者として、金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用される業務を行う者等を追加する(31条)。

認定投資者保護団体が行うあっせん業務の対象となる取引として、有価証券の 売買その他の取引又はデリバティブ取引等に付随する取引及び金融商品取引法 と同等の販売・勧誘ルールが適用される取引等を追加する(32条)。

その他、認定投資者保護団体のあっせん業務について、所要の事項を定める。

# . その他 (33条・34条、附則)

認可又は認定の申請があった場合における標準処理期間その他所要の事項を 定める。

経過措置として、認定投資者保護団体の認定を受けようとする者は、施行日前においても、当該認定を受けるために必要な準備行為をすることができることとする(附則3条)。

### 金融商品取引所等に関する内閣府令【新設】の概要

金融商品取引法5章(金融商品取引所)・5章の2(外国金融商品取引所)の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。(あわせて、3本の内閣府令を廃止。)

(注) 当該内閣府令により廃止する内閣府令の一覧は、「別紙2]を参照。

# .総則(1条~3条)

用語の定義及び日本語で記載できない提出書類への訳文添付義務(英文の定款・ 議事録は、概要の訳文の添付義務)等を定める。

### . 金融商品取引所(4条~10条~110条~112条)

上場・上場廃止に関する業務であって自主規制業務から除かれるものは、特定市場デリバティブ取引(市場デリバティブ取引のうち、業務規程等の規則において取引対象となる金融商品等の銘柄が特定されているもの)に関するものとする。

また、委託金融商品取引所又は特定株式会社金融商品取引所の取締役等は、当該金融商品等の上場・上場廃止後、遅滞なく、当該金融商品等を上場・上場廃止した旨を受託自主規制法人の理事会又は自主規制委員会に報告するものとする(6条)。

取引所の自主規制業務として、金融商品取引法で法定されている上場・上場廃止に関する業務及び会員等の法令等遵守状況の調査のほか、売買審査(リアルタイム監視を除く。) 会員等の資格審査、会員等の処分等に関する業務、上場企業の情報開示の審査及びその処分等に関する業務を追加する。

さらに、これらの業務(特定自主規制業務)に関する業務規程等の規則(上場・ 上場廃止基準及び会員等の資格付与基準を除く。)の作成・変更・廃止及び特定 自主規制業務に関する定款変更(上場・上場廃止基準等に関する定款変更を除 く。)に係る総会等の議案の概要の作成についても、自主規制業務の範囲に追加 する(7条)。

その他、金融商品市場の開設の免許、自主規制業務の委託の認可、子会社の認可、定款変更等の認可、書類の提出に関する手続等について、所要の事項を定め

る。

## . 金融商品会員制法人(11条~14条)

金融商品会員制法人の定款に係る事項の変更の認可、解散及び清算について、所要の事項を定める。

### . 会員金融商品取引所から株式会社金融商品取引所への組織変更

(15条~30条)

会員金融商品取引所による事前開示、組織変更後の株式会社金融商品取引所による事後開示、組織変更に伴う会計処理、組織変更時発行株式の引受けの申込者への通知、組織変更の認可の手続等について、所要の事項を定める。

# . 自主規制法人 (31条~39条)

委託金融商品取引所は、上場・上場廃止に関する業務や会員等の資格審査業務を受託自主規制法人に委託している場合には、上場・上場廃止基準や会員等の資格付与基準に関連する業務規程等の規則の作成・変更・廃止をし、又はこれらに関連する定款変更に係る総会等の議案の概要を定めようとするときは、受託自主規制法人の同意を得るものとする。

また、特定自主規制業務のうち、受託自主規制法人に委託しているものに関連する業務規程等の規則の作成・変更・廃止をし、又は当該特定自主規制業務に関連する定款変更に係る総会等の議案の概要を定めようとするとき(これらの業務を受託自主規制法人に委託している場合を除く。)も、同様とする。

さらに、上場・上場廃止に関する業務を受託自主規制法人に委託している場合であって、特定市場デリバティブ取引に関連する業務規程等の規則の作成・変更・廃止をするときも、同様とする(改正後35条)。

委託金融商品取引所が自主規制法人の理事会に対して定期に行う業務執行状況の報告は、受託自主規制法人が行った自主規制業務に基づいて委託金融商品取引所が行うべき措置の実施の状況を内容とするものとする(改正後36条)。

その他、自主規制法人の自主規制業務の開始の認可の手続等について、所要の 事項を定める。

# . 株式会社金融商品取引所 (40条~56条)

特定株式会社金融商品取引所は、自主規制業務に関する事項の決定は自主規制委員会が行うこととされるが、特に緊急を要するときに特定株式会社金融商品取引所が決定できるものとして、上場廃止に関する業務を定める(49条)。

特定株式会社金融商品取引所は、上場・上場廃止基準、会員等の資格付与基準、 特定自主規制業務及び特定市場デリバティブ取引に関連する業務規程等の規則 の作成・変更・廃止をし、又はこれらに関連する定款変更に係る総会等の議案の 概要を定めようとするときは、自主規制委員会の同意を得るものとする(50条)。

特定株式会社金融商品取引所の取締役会が自主規制委員会の職務執行のために決定すべき事項は、自主規制委員会の職務を補助すべき取締役・使用人に関する事項及びその執行役からの独立性に関する事項や、自主規制業務の執行に関する業務の他の業務からの独立性に関する事項、その自主規制業務の執行に関する業務の他の業務からの独立性に関する事項、その自主規制業務の執行に関する事項等を自主規制委員会に報告するための体制及び自主規制業務以外の業務に関する事項の決定を行う場合における当該事項が適切かつ実効的に行われることが確保されるための事項等とする(53条)。

その他、株式会社金融商品取引所の議決権の保有に係る届出・認可、減資の認可及び増資の届出の手続等について、所要の事項を定める。

# . 金融商品取引所持株会社 (57条~61条、113条)

金融商品取引所持株会社の認可、議決権の保有に係る届出・認可、子会社の認可 及び書類の提出の手続等について、所要の事項を定める。

# .取引所金融商品市場における有価証券の売買等(62条~76条)

金融商品取引所の業務規程等の規則で定める事項として、信用取引及び貸借取引、上場・上場廃止、上場企業の情報開示並びに清算基金に関する事項を追加する(63条)。

当局に対する金融商品等の上場の届出は当該上場しようとする日の前日までにすることとし、上場廃止の届出は(一定の場合を除き)当該上場廃止をしようとする日の7日前までにすることとする(70条・72条)。

金融商品取引所の受託契約準則で定める事項として、信用取引口座設定約諾書

その他金融商品取引業者と顧客との間で締結される契約についてあらかじめ定める一定の標準を追加する(76条)。

その他、取引証拠金の預託、金融商品等の上場・上場廃止の届出及び承認の手続並びに総取引高・価格の報告等の手続等について、所要の事項を定める。

# . 金融商品取引所の解散及び合併 (77条~109条)

金融商品取引所の解散及び合併の認可の手続、合併契約、合併を行う金融商品取引所の事前開示及び事後開示並びに合併に伴う計算について、所要の事項を定める。

# . 外国金融商品取引所 (114条~119条)

外国金融商品取引所に係る認可及び書類の提出の手続等について、所要の事項を 定める。

# XI. その他 (120条・121条、附則)

免許、認可又は承認の申請があった場合における標準処理期間その他所要の事項を定める。

経過措置として、以下を定める。

- イ 証券取引所・金融先物取引所は、施行日前においても、自主規制業務の自主 規制法人への委託の認可についての予備審査を求めることができることとす る(附則6条)。
- ロ 証券取引所・金融先物取引所は、施行日前においても、自主規制法人の自主 規制業務開始の認可を受けるために必要な準備行為をすることができること とする(附則7条)。

### 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令【新設】の概要

金融商品取引法6章(有価証券の取引等に関する規制)の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。(あわせて、7本の内閣府令を廃止。)

(注) 当該内閣府令により廃止する内閣府令の一覧は、[別紙2]を参照。

# .総則(1条~3条)

用語の定義及び日本語で記載できない提出書類への訳文添付義務等を定める。

# .安定操作取引(4条~8条)

安定操作取引の届出及び報告の手続等について、所要の事項を定める。

# . 過当な数量の売買(9条)

金融商品取引業者等が顧客との契約に基づきその委任を受けて行う有価証券の売買等について、過当な数量の売買等を行ってはならない旨を定める。

# . 有価証券の空売り (10条~15条)

空売りを行う場合の明示及び確認義務並びに価格制限の適用除外等について、所要の事項を定める。

# . 上場等株券の発行会社が行う買付け等 (16条~23条)

発行会社がその発行する上場等株券について行う取引所金融商品市場又は店頭 売買有価証券市場における買付け等の要件等について、所要の事項を定める。

### . 上場会社等の役員及び主要株主等が行う売買等 (24条~47条)

上場会社等の役員及び主要株主並びに特定組合等の組合員が行う特定有価証券 等の売買等に関し、報告義務の対象取引の範囲、当該報告の手続、利益算定の方法、 禁止行為等について、所要の事項を定める。

# . 重要事実を知った会社関係者等又は公開買付け等事実を知った公開 買付者等関係者が行う売買等 (48条~63条)

重要事実及び公開買付け等事実に該当しないものの基準(軽微基準)を定める (改正後49条・50条・52条・53条・62条)

上場会社等及びその子会社の売上高等の予想値等に係る事実のうち、重要事実に該当することとなるものの基準を定める(改正後51条・55条)。

金融商品取引所等が重要事実等及び公開買付け等事実の通知を受けた場合に行う公衆縦覧について、所要の事項を定める(改正後56条)。

公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券として、株券等を信託財産とする有価証券信託受益証券等を定める(改正後57条)。

重要事実及び公開買付け等事実を知った会社関係者等が行う上場会社等の特定有価証券等の売買等のうち、当該重要事実を知る前に決定された売買等の計画の実行等に当たるものとして禁止が除外される場合について、クレジット・デリバティブ取引に関し書面で締結した契約の履行として金銭授受とともに特定有価証券等を移転する場合等を定める(改正後59条・63条)。

その他、所要の事項を定める。

# . 不特定多数者向け勧誘等を行う際の表示 (64条・65条)

不特定多数者向け勧誘等を行う際において、有利買付け等又は一定の配当等の表示の禁止の対象とならない有価証券の範囲を定める。

### 証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等 の一部を改正する内閣府令の概要

「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」をはじめとする証券取引法 (金融商品取引法)関係の7本の内閣府令を改正するための内閣府令。(あわせて、 3本の内閣府令を廃止。)

(注) 当該内閣府令により改正・廃止する内閣府令の一覧は、[別紙2]を参照。

### .証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正(1条)

### 1.題名

題名を「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」とする。

### 2.有価証券の定義

学校法人等を債務者とする金銭債権を表示する証券又は証書であって金融商品取引法2条1項の有価証券となるもの(学校債券)の表示事項として、当該学校法人等の名称、金銭債権の金額・償還期限及び利息・支払方法・期限等を定める(改正後4条)。

金融商品取引法2条2項1号・2号・5号・6号に掲げる権利(信託受益権又は集団投資スキーム持分)を有する者から出資を受けた金銭等の全部を充てて取得した物品であって、当該物品の現物出資等に係る権利が集団投資スキーム持分となるものは、競走用馬とする(改正後5条)。

集団投資スキーム持分の包括的定義から除外する権利として、従業員等持株会、 関係会社持株会及び取引先持株会に係る権利に関する事項を定める(改正後6 条・7条)。

学校法人等に対する貸付債権のうち、在校生のほか、在校生の父母等及び卒業生が行う貸付けに係るものは、金融商品取引法2条2項各号の権利(みなし有価証券)には含めないものとする(改正後8条)。

#### 3 . 有価証券の募集の定義(適格機関投資家の定義)

適格機関投資家の範囲について、以下の改正を行う(改正後10条)。

会社が適格機関投資家となるための要件として、有価証券残高 100 億円以上である有価証券報告書提出会社のうち当局に届出を行ったものとされていた要件

を緩和し、有価証券残高が 10 億円以上であるものとして当局に届出を行った法人を対象とする。

個人について、有価証券残高が 10 億円以上であり、かつ、口座開設から 1 年 以上経過しているものとして当局に届出を行ったものを、適格機関投資家の範囲 に加える。

組合の業務執行組合員等である法人又は個人のうち、当該組合等の有価証券残 高が 10 億円以上であり、かつ、他の全ての組合員等の同意を得ているものとし て当局に届出を行ったものを、適格機関投資家の範囲に加える。

運用型信託会社のうち当局に届出を行った者を、適格機関投資家の範囲に加える。

企業年金基金のうち、直近の貸借対照表上において純資産が 100 億円以上ある もののうち当局に届出を行った者を、適格機関投資家の範囲に加える。

信用協同組合のうち適格機関投資家となるのは、当局に届出を行ったものに限ることとする。

#### 4.発行者の定義

受益証券発行信託の受益証券の発行者は、以下のとおりとする。ただし、有価証券信託受益証券の発行者は、その受託有価証券の発行者とする(改正後14条)。

- イ 委託者等のみが指図権を有する信託の場合は、当該信託の委託者
- ロ イ以外の信託であって金銭を信託財産とする自益信託の場合は、当該信託の 受託者
- ハ イ・ロ以外の信託の場合は、当該信託の委託者及び受託者 金融商品取引法2条2項各号の権利(みなし有価証券)の発行者及び発行時点 は、以下の通りとする(14条)。
- イ 信託受益権の発行者は上記 イ~ハと同様とし、その発行時点は、自益信託 (合同運用金銭信託等を除く。)の場合は委託者が当該受益権を譲渡する時と、 合同運用金銭信託等及び他益信託の場合は当該信託の効力発生時とする。
- ロ 持分会社の社員権の発行者は業務を執行する社員等とし、その発行時点は、 当該権利に係る社員となろうとする者が社員となるとき及び社員加入の効力 が発生するときとする。
- ハ 集団投資スキーム持分の発行者は出資対象事業に係る重要な業務執行の決 定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する者等とし、その発行時点は、当該 権利に係る契約の効力の発生時等とする。
- 二 学校法人等に対する貸付債権の発行者は当該学校法人等とし、その発行時点 は、当該債権の発生時とする。

#### 5.金融商品取引業の定義

金融商品取引業の定義から除外する店頭デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引を除く。)等の相手方は、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。) 登録金融機関、適格機関投資家及び資本金 10 億円以上の株式会社等とする(改正後 15 条)。

金融商品取引業の定義から除外する行為として、以下のものを追加する(改正後 16条)。

- イ 信託受益権の販売のうち、勧誘をすることなく、金融商品取引業者等による 代理・媒介により契約を締結するもの(業務委託契約書等において、勧誘の全 部を委託する旨が明らかにされているものに限る。)
- 口 金融商品取引業者(投資運用業を行う者)が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託の媒介・取次・代理のうち、関係外国運用業者の委託(当該関係外国運用業者が外国において行う投資運用に係るものに限る。)を受けて行うもの
- 八 物品の売買・運送・保管・売買媒介を行う業者が行う店頭の為替先渡取引・ 為替オプション取引のうち、これらの取引に伴って事業者に生じる為替リスク を減殺するため、当該事業者を相手方として行うもの
- 二 内部統制報告書提出会社が行う店頭の為替先渡取引・為替オプション取引又 はその媒介・取次ぎ・代理のうち、子会社の為替リスクを減殺するため、当該 子会社を相手方とし、又は当該子会社のために行うもの
- ホ 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う者であって資本金5千万円以上のもの)が行う有価証券の引受けのうち、その完全子会社が営業者になって機械類等のリース事業を行う匿名組合の出資持分を、投資家に取得させることを目的として取得するもの(特定引受行為)
- へ 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う者)が行う有価証券の引受けのうち、不動産信託受益権に投資を行う匿名組合(子ファンド)の出資持分を、他の一の匿名組合(親ファンド)の営業者に取得させることを目的として取得するもの
- ト 運用型信託会社・外国信託会社が行う有価証券の引受けのうち、自己が受託 者である信託の受益権を、投資家に取得させることを目的として(固有勘定に おいて委託者から)取得するもの
- チ 投資一任契約に基づく行為のうち、関係外国金融商品取引業者から売買の 別・銘柄について同意を得た上で、数・価格については金融商品取引業者が定 めることができることを内容とする契約に基づき行う有価証券の売買等
- リ 投資ー任契約に基づく行為のうち、取引ー任契約(関係外国金融商品取引業者の計算による取引に関し、売買の別・銘柄・数・価格について金融商品取引業者が定めることができることを内容とする契約)に基づき行う有価証券の売買等であって、事前に所要の事項を届け出ているもの

- ヌ 商品投資顧問業者等が行う投資一任契約に基づく行為のうち、商品投資に係る為替リスクを減殺するため、商品投資に付随して行う通貨デリバティブ取引
- ル 自己運用(金融商品取引法2条8項15号)のうち、運用権限の全部を委託 するため金融商品取引業者等との間で投資一任契約を締結していることなど 一定の要件を満たすものであって、当該金融商品取引業者等が事前に当該者に 関する所要の事項を届け出ているもの
- ヲ 自己運用のうち、一の相手方(他の匿名組合の営業者である金融商品取引業者等、特例業務届出者又は特例投資運用業(改正法附則 48 条 1 項)を行う者)と締結した匿名組合契約に基づき出資を受けた金銭等を不動産信託受益権に対して投資運用するものであって、当該相手方が事前に当該者に関する所要の事項を届け出ているもの
- ワ 自己運用のうち、競走用馬投資関連業務を行う者が投資家から出資を受けた 金銭等の投資運用であって、当該金銭等の全部を充てて取得する競走用馬の現 物出資に係る集団投資スキーム持分を投資対象とするもの
  - (注)「競走用馬投資関連業務」とは、匿名組合契約(出資を受けた金銭の全部を充てて競走用馬を取得し、当該競走用馬を他の匿名組合の営業者に現物出資することを目的とするもの等)に基づく権利に係る販売・勧誘業務をいう。
- カ 外国集団投資スキーム持分(金融商品取引法第2条第2項第6号)に係る自己運用のうち、出資者のうち本邦居住者が10人未満の適格機関投資家又は特例業務届出者であり、かつ、本邦居住者による出資額が総出資額の3分の1以下であること等の要件を満たすもの
- ヨ 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う者であって資本金5千万円以上のもの)が行う有価証券等管理行為のうち、信託受益権又は集団投資スキーム持分に係る募集・私募の取扱いに関して顧客から金銭の預託を受ける行為であって、当該金銭について分別管理をしているもの(特定有価証券等管理行為)
- タ 有価証券等管理行為のうち、外国の口座管理機関が行う社債等の振替

### 6.デリバティブ取引の定義

いわゆるクレジット・デリバティブ取引の支払事由について、信用状態に係る 事由に類似するものとして、債務者支援目的の金利減免、利息支払猶予、元本返 済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを追加する(改正後20条)。

また、当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難であって 事業活動に重大な影響を与える事由として、外国政府や外国の地方公共団体等に より実施される為替取引制限等、私人債務の支払猶予等又は債務不履行宣言を追 加する(改正後21条)。

### 7 . 特定投資家の定義

「一般投資家へ移行可能な特定投資家」の範囲は、地方公共団体、政府系機関、 投資者保護基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護 機構、特定目的会社、上場会社、取引の状況等から合理的に判断して資本金5億円 以上と見込まれる株式会社、金融商品取引業者・特例業務届出者である法人及び外 国法人とする(改正後23条)。

# . 証券取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の一部改正(2条)

題名を「金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」とする。

金融商品取引業者が預託を受けるべき保証金の全部又は一部が株券をもって 代用される場合における代用価格は、預託日前日の時価に 100 分の 80 を乗じた 額を超えない額とする。(改正後6条)

# . 証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続に関する内閣府 令の一部改正 (7条)

題名を「金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令」とする。

# . 経過措置 (附則)

施行日前に届出を行って適格機関投資家となった有価証券報告書提出会社や 外国の証券業者等については、施行日後においても、官報に公告された期間まで は、適格機関投資家とみなすこととする(附則3条)。

施行日において現に存する信用協同組合については、平成 20 年 3 月 1 日までの間は、適格機関投資家とみなすこととする(附則 3 条)。

施行日において現に自己運用を行う者が、上記 5 ル・ヲの特例の適用が受けられるよう、所要の事項を定める。(附則5条・6条)

### 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の概要

「企業内容等の開示に関する内閣府令」をはじめとする証券取引法(金融商品取引法)の開示制度関係の17本の内閣府令を改正するための内閣府令。(あわせて、1本の内閣府令を廃止。)

(注) 当該内閣府令により改正・廃止する内閣府令の一覧は、[別紙2]を参照。

### .企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正(1条)

### 1.確認書制度

確認書の記載事項等

- イ 代表者の役職氏名のほか、会社が、財務報告に関し、代表者に準じる責任を 有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名等 を記載する(改正後17条の5第1項・4号の2様式(内国会社)・9号の2様 式(外国会社))
- 口 有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項その他の確認書の記載事項及び様式を定める(改正後17条の5第1項、4号の2様式、9号の2様式)。
- ハ 四半期報告書及び半期報告書についても準用する旨を規定する(改正後 17 条の5第3・4項)。

従来の任意の確認書に係る規定の削除

金融商品取引法に基づく確認書制度の導入に伴い、有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書の任意の添付書類となっている確認書に関する規定を削除する(改正後10条・17条・18条)。

### 2.四半期報告制度

四半期報告書

四半期報告書の様式を新設し、主な開示内容を次のように定める(改正後 17 条の6第1項・4号の3様式(内国会社)・9号の3様式(外国会社)参照。)。

#### イ 企業の概況

- 主要な経営指標等の推移
- 事業の内容、関係会社の状況(四半期において重要な変更等があった場合 に開示)
- 従業員の状況 (詳細については四半期において重要な変更等があった場合

に開示)

- ロ 事業の状況
  - 生産、受注及び販売の状況
  - 経営上の重要な契約等(四半期において重要な変更等があった場合に開示)
  - 財政状態及び経営成績の分析
- ハ 設備の状況(四半期において重要な変更等があった場合に開示)
- ニー提出会社の状況
  - 株式等の状況(大株主の状況については、第2四半期のみ開示)
  - 株価の推移
  - 役員の状況(四半期報告書提出日までに異動があった場合に開示)
- ホ 経理の状況([別紙 11 1]・[別紙 12 1]を参照。)
  - 四半期連結財務諸表(連結財務諸表を作成していない場合は四半期財務諸表)
  - 第2四半期のみ、特定の事業を行う会社(口を参照。)について「中間財務 諸表」を開示
- へ 提出会社の保証会社等の情報

第2四半期に係る四半期報告書において、中間連結財務諸表及び中間財務諸表の開示を求める特定の事業を次のように定める(改正後17条の6第2項)。

- イ 銀行法に定める銀行業(外国銀行が行う事業を除く。)及び銀行持株会社が 行う事業
- ロ 保険業法に定める保険業(外国の保険業者が行う事業を除く。)及び保険持株会社(子会社である保険会社の株式の価額の合計額が当該保険持株会社の総 資産の額に占める割合が 100 分の 50 を超えるものに限る。)が行う事業
- ハ 信用金庫法に定める事業(全国を地区とする信用金庫連合会が行う事業に限る。)

### 3 . 組織再編成に係る開示

提出会社が株式交換完全親会社となる株式交換等を行うことを、当該提出会社の業務執行決定機関が決定した場合に提出する臨時報告書について、当該株式交換により当該株式交換完全親会社の株式等以外の有価証券が割り当てられる場合の当該有価証券の発行者の概要の記載を求める(改正後 19 条)。

株式交換、合併等の組織再編成に係る特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続を行う場合に提出する有価証券届出書の様式を新設し、第二号様式における記載内容に加え、次の項目等の記載を求める(改正後2号の6様式)。

- イ 当該組織再編成の概要、目的等
- ロ 当該組織再編成の当事会社の概要
- ハ 当該組織再編成の契約、割当ての内容及びその算定根拠

- 二 当該組織再編成に関する手続
- ホ 当該組織再編成対象会社の会社情報

### 4 . 学校法人債券に係る開示

提出者が学校法人債券の発行者である学校法人等である場合に、有価証券届出書 等において、次の項目等の記載を求める(改正後2号様式)。

- イ 当該学校法人等が運営する学校等の種類及びその数
- ロ 当該学校等の在籍者数、教員数等
- ハ 補助金の交付を受けた場合のその合計額

# . 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正(3条)

### 1.特定有価証券の定義

廃止する「証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める 内閣府令」において規定していた特定有価証券の範囲を規定する(改正後8条)。

新たに、社債券のうち会社法施行規則 2 条 3 項 17 号に定める信託社債、受益証券発行信託の受益証券又は抵当証券の性質を有する外国の者の発行する証券又は証書、これらの有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券等を、特定有価証券として指定する(改正後 8 条)。

### 2.様式の新設

新たに有価証券と規定された受益証券発行信託の受益証券及び抵当証券(外国の者の発行する証券又は証書でこれらの性質を有するものを含む。)に係る有価証券届出書、有価証券報告書等の様式を新設する(改正後6号様式等)。

#### 3. 開示内容の充実

特定有価証券に係る開示内容の充実を図るため、各様式を整備する。

投資対象に関する情報の充実

投資信託や不動産に投資を行う有価証券について、投資対象に関する情報の充 実を図るため、以下の事項の記載を求める。

- イ 投資信託について、ファンド・オブ・ファンズにおいて、ファンドの純資産 総額の 10%を超えて投資するファンドの名称、運用の基本方針、主要な投資対 象等(改正後4号様式等)。
- ロ 不動産に投資を行う有価証券について、不動産の状況(構造、現況、その他 不動産価格に重要な影響を及ぼす事項)及び第三者による不動産の状況に関す る調査結果の概要(改正後4号様式等)。

運用者に関する情報の充実

運用者の内部管理体制や関係法人に対する管理体制、運用に関するリスク管理体制等に関する情報の充実を図るため、以下の事項の記載を求める。

- イ 資産流動化受益証券について、資産管理会社の統治機構(機関の内容、監督 組織)資産管理会社から事務委託を受けた会社に対する管理体制、資産に関 するリスク管理体制(改正後5号の4様式等)。
- ロ 投資信託について、ファンドの意思決定を監督する組織、投資信託の委託会 社等によるファンドの関係法人に対する管理体制(改正後4号様式)。 運用サービスに関する情報の充実

具体的な運用方針等についての情報の充実を図るため、以下の事項の記載を求める。

- イ 資産流動化受益証券について、信託財産の管理・処分に関する基本的態度・ 方針・形態(改正後5号の4様式等)。
- ロ 投資信託について、運用方針に基づく具体的な銘柄選定の方針、ファンド・オブ・ファンズの場合における投資先ファンドの選定方針(改正後4号様式等)。
- . 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正(4条)

公開買付制度の対象である株券等信託受益証券(株券等を受託有価証券とする有価証券信託受益証券をいう。)に係る株券等所有割合を算出するための議決権の数の換算方法等を規定する(改正後8条3項4号)。

. 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令の一部改正 (6条)

大量保有報告制度の対象である対象有価証券信託受益証券(株券等を受託有価証券とする有価証券信託受益証券をいう。)に係る株券等保有割合を算出するための株式の数の換算方法等を規定する(改正後5条)。

. 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正 (8条)

四半期連結財務諸表等の監査証明について、以下の整備を行う。

#### 監査証明の手続

四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表に関する監査証明はそれを実施した公認会計士又は監査法人が作成する四半期レビュー報告書により行う(改正後3条)。

四半期レビュー報告書

四半期レビュー報告書の記載内容を次のように定める(改正後4条)。

- イ 四半期レビューの対象
- ロ 実施した四半期レビューの概要
- 八 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準に準拠して、当該四半期財務諸表等に係る四半期会計期間等の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論
- 二 追記情報
- ホ 公認会計士法 25条 2項の規定により明示すべき利害関係

四半期レビュー概要書

金融商品取引法第193条の2第5項の規定により提出すべき報告又は資料の一部として財務諸表等の監査証明に関する内閣府令で定めている監査概要書及び中間監査概要書に加え四半期レビュー概要書を新たに定める(改正後5条・四号様式)。

### .財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正 等 (9条~12条)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財規」) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「連結財規」)、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「中間財規」)及び「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「中間連結財規」について、以下の整備を行う。

#### 1.「関連当事者の開示に関する会計基準」の公表に伴う改正

関連当事者の範囲の拡大(改正後財規8条17項、改正後連結財規15条の4) イ 財務諸表提出会社の親会社に、会社のほか組合、会社や組合に準ずる事業体 を追加する。

ロ 財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者を追加する。さらに、連結 財務諸表規則においては、連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びそ の近親者を追加する。

ハ 口の改正に伴い、それらの者が、議決権の過半数を自己の計算において所有 している会社等を追加する。

関連当事者との取引等に関する注記の拡大(改正後財規8条の10・8条の10の2、改正後連結財規15条の4の2・15条の4の3)

- イ 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権又は破産更生債権等に区分されて いる場合には、当該債権に対する貸倒引当金残高及び貸倒引当金繰入額等を注 記する。
- ロ 財務諸表提出会社に親会社が存在する場合には、その名称、金融商品取引所 に上場している場合にはその旨及び当該金融商品取引所の名称、金融商品取引 所に上場していない場合にはその旨を注記する。
- 八 財務諸表提出会社に重要な関連会社が存在する場合には、当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書の主要な項目(流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計、売上高、税引前当期純損益、当期純損益)の金額を注記する。

#### 2.「リース取引に関する会計基準」の公表に伴う改正

貸借対照表項目の追加(改正後財規改正 17 条等、改正後連結財規 23 条等、改正後中間財規 13 条等、改正後中間連結財規 25 条等)

すべてのファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に準じた会計処理を行うこととされたことに伴い、以下の項目を貸借対照表項目として追加する。 イ リース物件の貸主として、流動資産及び投資その他の資産の項目に「リース 債権」及び「リース投資資産」を追加する。

- ロ リース物件の借主として、有形固定資産及び無形固定資産の項目に「リース 資産」、流動負債及び固定負債の項目に「リース債務」を追加する。
- リース取引に関する注記事項の変更(改正後財規8条の6、改正後連結財規15条の3、改正後中間財規5条の3、改正後中間連結財規15条)

ファイナンス・リース取引につき、これまでの注記事項に代えて以下の事項を注記する。

- イ 提出会社がリース物件の借主である場合には、重要なリース資産の内容及び リース資産の減価償却の方法
- ロ 提出会社がリース物件の貸主である場合には、重要性の乏しい場合を除き、()リース投資資産に係るリース料債権部分の金額、見積残存価額部分の金額及び受取利息相当額並びに()リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の貸借対照表日後5年内における1年ごとの回収予定額及び5年超の回収予定額

-74-

### 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保する ための体制に関する内閣府令【新設】の概要

金融商品取引法 24 条の4の4(財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価)及び 193 条の2(公認会計士又は監査法人による監査証明)の規定の委任を受けて「内部統制報告制度」に関する所要の事項を定めるための内閣府令。

#### . 適用の一般原則(1条)

内部統制報告書の用語、様式及び作成方法は、この府令の定めるところによる ものとし、この府令において定めのない事項については、一般に公正妥当と認め られる内部統制の評価の基準に従うものとする。

内部統制報告書の監査証明は、内部統制報告書の監査を実施した公認会計士又は監査法人が一般に公正妥当と認められる内部統制の監査に関する基準及び慣行に従って実施した監査の結果に基づいて作成する内部統制監査報告書により行うものとする。

企業会計審議会により公表された内部統制の評価及び監査に関する基準は、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価及び監査に関する基準に該当するものとする。

# .財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制(3条)

財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制は、当該会社における財務報告が法令等に従って適正に作成されるための体制をいう。

### . 内部統制報告書の記載事項等 (4条・5条)

内部統制報告書の様式を定め、主な記載事項を次のように定める(4条)。

イ 代表者の役職氏名等

代表者の役職氏名のほか、会社が、財務報告に関し、代表者に準じる責任を

有する者として、最高財務責任者を定めている場合には、当該者の役職氏名等

- ロ 財務報告に係る内部統制の基本的枠組み
- ハ 内部統制の評価の範囲、基準日及び評価手続
- 二 評価結果
- ホ 付記事項

期末日後に、重要な欠陥を是正するために実施した措置がある場合には、その内容等

内部統制報告書作成の基準日を当該会社の事業年度の末日と定める(5条)。

### . 内部統制監査報告書等の記載事項等 (6条~10条)

内部統制監査報告書の主な記載事項を次のように定める。

- イ 内部統制監査の対象
- ロ 内部統制監査の概要
- ハ 内部統制報告書に対する監査人の意見
- 二 追記情報

監査人が説明又は強調することが適当であると判断した事項

内部統制監査報告書は、財務諸表監査の監査報告書と合わせて作成する。また内部統制監査の概要は、財務諸表監査の概要書に合わせて記載する。

### . 外国会社の財務報告に係る内部統制 (11条~13条)

外国会社に係る内部統制報告書の作成に当たって、当該外国会社の本国等において開示している財務計算に関する書類を財務書類として提出することを、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものと認める場合であって、当該外国会社がその本国等で開示している財務報告に係る内部統制を評価した報告書を内部統制報告書として提出することを金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものと認めるときは、当該外国会社の作成する内部統制報告書の用語、様式及び作成方法については、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、当該外国会社の本国等における用語、様式及び作成方法によることができるものとする。

その際、前記規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点等の開示を求める。

### . 米国証券取引委員会に登録している本邦上場企業の財務報告に係る 内部統制 (14条~17条)

米国証券取引委員会に登録している本邦上場企業の財務報告に係る内部統制報告書の作成に当たっては、米国式連結財務諸表を提出することについて、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものと認めるときは、金融庁長官が必要と認めて指示する事項を除き、米国における用語、様式及び作成方法によることができるものとする。

その際、前記規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点等の開示を求める。

四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則【新設】の概要

金融商品取引法 193 条(財務諸表の用語、様式及び作成方法)の規定の委任を受けて「四半期財務諸表」等の用語、様式及び作成方法を定めるための内閣府令。

### . 総則 (1条~24条)

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等について変更した場合 に注記する(5条)。

簡便な会計処理及び四半期特有の会計処理を適用した場合に、その旨及びその 内容を注記する(6条・7条)。

有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記等については、前事業年度末に比して著しい変動が認められる場合に注記する(9条・10条等)。

### . 四半期財務諸表等(25条~77条)

#### 1.四半期財務諸表

連結財務諸表を作成していない場合、財務諸表は四半期財務諸表を開示することとし、以下の3種類で構成される。なお、四半期損益計算書については、四半期会計期間(3か月)に係るもの及び四半期累計期間(期首からの累計期間)に係るものを開示する。

四半期貸借対照表(1号様式)

四半期損益計算書(2号様式・3号様式)

四半期キャッシュ・フロー計算書(4号様式・5号様式)

#### 2 . 区分表示

資産、負債、販売費及び一般管理費等について、独立掲記する主要な項目を定める外、区分掲記を求める数値基準を次のように定める(30条・44条・61条等)。

貸借対照表項目:資産総額等の 10/100 超又はそれ以下であっても区分することが適切な場合

損益計算書項目:販売費及び一般管理費の合計額等の 20/100 超又はそれ以下であっても区分することが適切な場合

### . その他

その他、株主資本については、その金額に前年度末と比較して著しい変動があった場合に主な変動事由を注記することとする(82条)等、所要の規定の整備を行う。

## 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法 に関する規則【新設】の概要

金融商品取引法 193 条(財務諸表の用語、様式及び作成方法)の規定の委任を受けて「四半期連結財務諸表」の用語、様式及び作成方法を定めるための内閣府令。

### . 総則 (1条~29条)

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等について変更した 場合に注記する(10条)。

簡便な会計処理及び四半期特有の会計処理を適用した場合に、その旨及びその内容を注記する(11条・12条)

有価証券に関する注記、デリバティブ取引に関する注記等については、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められる場合に注記する(16条・17条等)。

### . 四半期連結財務諸表 (30条~87条)

#### 1.四半期連結財務諸表

財務諸表は四半期連結財務諸表を開示することとし、以下の3種類で構成される。 なお、四半期連結損益計算書については、四半期連結会計期間(3か月)に係るも の及び四半期連結累計期間(期首からの累計期間)に係るものを開示する。

四半期連結貸借対照表(4号様式)

四半期連結損益計算書(5号様式・6号様式)

四半期連結キャッシュ・フロー計算書(7号様式・8号様式)

#### 2 . 区分表示

資産、負債、販売費及び一般管理費等について、独立掲記する主要な項目を定める外、区分掲記を求める数値基準を次のように定める(35条・49条・69条等)。

貸借対照表項目:資産総額等の 10/100 超又はそれ以下であっても区分することが適切な場合

損益計算書項目:販売費及び一般管理費の合計額等の 20/100 超又はそれ以下であっても区分することが適切な場合

### . その他

その他、株主資本については、その金額に前年度末と比較して著しい変動があった場合に主な変動事由を注記することとする(92条)等、所要の規定の整備を行う。

### 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等 の一部を改正する内閣府令の概要

「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」及び「資産の流動化に関する法律施行規則」をはじめとする投資信託及び投資法人に関する法律及び資産の流動化に関する法律関係の 12 本の内閣府令を改正するための内閣府令。

(注) 当該内閣府令により改正する内閣府令の一覧は、[別紙2]を参照。

#### .投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正(1条)

#### 1.総則

外国投資信託の届出・約款等変更届出・解約届出及び外国投資法人の届出・変更 届出・解散届出の添付書類(英語で記載されたものに限る。)については、日本語 で記載できない提出書類等についての訳文添付義務の適用を除外する(改正後2 条)。

#### 2. 委託者指図型投資信託

投資信託約款の記載事項として、以下の事項等を追加する(改正後7条・8条)。

- イ 受益者代理人がある場合は、投資信託契約において重大な約款の変更等に係 る議決権等を行使する権限を当該受益者代理人の権限としていない旨
- 口 委託者が運用指図権限を委託する場合は、当該委託(当該委託に係る権限の 一部を更に委託するものを含む。)の内容
- ハ 委託者から運用指図の委託を受けた者が当該権限の一部を再委託する場合 は、再委託先の商号・名称及び所在の場所

受益証券を取得しようとする者への交付書面の記載事項として、投資信託財産 の投資不動産及びそのテナントに関する情報を定める(改正後9条)。

受益者への運用報告書の交付義務を除外する場合として、受益証券が金融商品取引所に上場されている場合や投資信託がMRF(マネー・リザーブ・ファンド)に係るものである場合とする(改正後25条)。

その他、受益権原簿の作成や重大な約款の変更等に係る決議の手続等について、「信託法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

#### 3.委託者非指図型投資信託

投資信託約款の記載事項について、上記 2 と同内容のものを定める(改正後78条・79条)。

その他、受益権原簿の作成及び重大な約款の変更等に係る決議の手続等について、「信託法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

#### 4. 外国投資信託

外国投資信託受益証券のうち、外国金融商品市場における売買の媒介・取次ぎ・代理を行うこと等について発行者に届出義務がかからないものは、現物信託型かつ株価指数連動型の上場証券投資信託に類するものの受益証券とする(改正後94条)。

その他、受益権原簿の作成及び重大な約款の変更等に係る通知の手続等について、所要の事項を定める。

#### 5.投資法人

募集投資口の引受けの申込みをしようとする者への通知事項として、投資不動産及びそのテナントに関する情報を定める(改正後135条)。

短期期投資法人債の発行要件として、以下の事項等を定める(改正後 192 条) イ その発行目的が一定の特定資産の取得、不動産の修繕(緊急に必要となった ものに限る。)若しくは敷金等の返還のために必要な資金又は投資証券・投資 法人債の発行までの間に必要な資金の調達を目的とするもの(元本償還期限が 6月未満であるものに限る。)

- ロ 特定資産の取得・不動産の修繕・賃貸借契約の終了の見込みが確実であること
- ハ 当該短期投資法人債の再発行を行う場合であっても、元本償還期限が当初発 行日から6月未満の日であること

設立中の投資法人が発行する投資証券の募集等を設立企画人が行う場合において準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の事項を定める(改正後 223 条~243 条)。

#### 6 . 外国投資法人

外国投資証券のうち、外国金融商品市場における売買の媒介・取次ぎ・代理を行うこと等について発行者に届出義務がかからないものは、現物出資型かつ株価指数連動型の外国投資法人が発行するものであって、外国金融商品市場に上場されるものとする(改正後259条)。

#### 7.その他

金融商品取引業者が委託者指図型投資信託・投資法人の資産を有価証券又はデリバティブ取引に係る資産以外の資産に投資運用する場合における金融商品取引法の規定の適用等について、所要の事項を定める(改正後265~273条)。

### . 投資信託財産の計算に関する規則の一部改正 (2条)

計算期間が6月未満の投資信託財産に係る受益者への運用報告書は、原則として6月ごとに交付することとするが、一定要件を満たすMMF(マネー・マーケット・ファンド)に係るものについては、1年ごとの交付を認める。(改正後59条)

### . 資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正(5条)

特定目的会社が特定資産を譲り受けるため競争入札に参加する場合に業務開始届出を行うときは、当該競争入札に係る実施要項を記載した書面又はこれに準ずる書面を添付すれば、特定資産の譲受けに係る契約書の副本・謄本の添付を省略できるものとする。この場合において、当該特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、事前に、特定資産の譲受けに係る契約書の副本・謄本を添付して追加届出を行わなければならないものとする(改正後9条・22条・23条)。

特定目的会社は、特定資産の取得やその準備行為等のために、入札保証金・契約保証金の支払を使途とする借入れであって、支出した資金等の還付資金により弁済されることが予定されるものを行うことができることとする(改正後94条)。

### . 資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等 に関する内閣府令の一部改正(6条)

題名を「資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令」とする。

特定目的会社がその資産対応証券の募集等を行う場合及び特定譲渡人(オリジネーター)が特定目的会社の資産対応証券の募集等の取扱いを行う場合において 準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

### . 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等 に関する内閣府令の一部改正 (7条)

原委託者(オリジネーター)が特定目的信託の受益証券の募集等を行う場合において準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

### . 特定目的信託の権利者集会等に関する規則の一部改正 (12条)

特定目的信託の権利者集会の手続等について、「信託法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

### 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等 を廃止する内閣府令の概要

「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則」をはじめとする5本の内閣府令を廃止するための内閣府令。

(注) 当該内閣府令により廃止する内閣府令の一覧は、[別紙2]を参照。

#### 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の概要

「銀行法施行規則」、「保険業法施行規則」及び「信託業法施行規則」をはじめとする 19 本の内閣府令を改正するための内閣府令。

(注) 当該内閣府令により改正する内閣府令の一覧は、[別紙2]を参照。

### .銀行法施行規則の一部改正(1条)

#### 1.「投資性の強い預金」に対する規制の横断化

銀行・銀行代理業者が行う業務に関して金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用対象となる商品(「特定預金等」)の範囲は、デリバティブ預金等(預入期間の中途で解約をした場合に違約金等を支払うこととなる預金等で、残高から当該違約金等を控除した金額が金利等の変動により預入金額を下回るおそれのあるもの) 外貨預金等及び通貨オプション組入型預金等とする(改正後 14 条の 11 の 4 )。

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の広告等の規制に関して、デリバティブ預金等に関する一般的な広告等への表示事項として「銀行が預入期間を延長する権利を行使した場合に、当該預金の金利が市場金利を下回ることにより、顧客に不利になるおそれがある旨」等を追加する(改正後14条の11の20)。

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結前の書面交付義務に関して、書面交付を要しない場合として、以下の場合等を定める(改正後 14 条の 11 の 25)。また、デリバティブ預金等に関する契約締結前交付書面の記載事項として、上記と同内容の事項等を追加する(改正後 14 条の 11 の 27)。

- イ 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前1年以内に外貨預金等書面(外貨 預金等についてのリスク情報等を記載した書面)を交付している場合(顧客か ら契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思表明があった場合に限る。)
- ロ 特定預金等契約の締結前1年以内に同一内容の特定預金等契約に係る契約 締結前交付書面を交付している場合
- (注)外貨預金等書面を交付した日から1年以内に外貨預金等に関する契約を締結し、又は契約締結前交付書面を交付した日から1年以内に同一内容の特定 預金等契約の締結を行った場合は、当該締結日にこれらの書面を交付したも

のとみなす。

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の 契約締結時の書面交付義務に関して、書面交付を要しない場合として、上記と 概ね同内容を定める(改正後14条の11の29)。

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘局面の禁止行為として、銀行業務に係る一般的禁止行為と同内容を定めるほか、以下の行為等を追加する(改正後14条の11の30)。

- イ 契約締結前交付書面や外貨預金等書面等の交付に際し、リスク情報等について顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明をすることなく契約を締結する行為
- ロ 特定預金等契約の締結又は解約に関し、個人顧客に迷惑を覚えさせるような 時間に電話・訪問により勧誘する行為

銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の特定投資家制度について、移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、特定預金等契約の1種類とする(改正後14条の11の5)。

その他、銀行が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

銀行代理業者が行う特定預金等契約に関する業務について、上記 ~ ・ と 概ね同内容の事項(外貨預金等書面に係る事項を除く。)を定める。

#### 2.銀行の業務範囲

銀行の付随業務として、金融商品取引業者等の投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理・媒介を追加する(改正後13条)。

銀行の付随業務である金融等デリバティブ取引等として、算定割当量(いわゆる排出権)に係る指標先渡取引・オプション取引又はその媒介・取次ぎ・代理を追加する(改正後13条の2の2)。

#### 3.銀行子会社の範囲

銀行子会社のうち証券専門会社の業務範囲について、金融商品取引業の全般を含めるなどの改正を行う(改正後17条の2)。

銀行子会社の業務範囲について、いわゆる金融関連業務として、自己募集(金融商品取引法2条8項7号)投資助言・代理業(同項13号)及び自己運用(同項15号)他人のために行う一定の資産に対する投資運用、算定割当量(いわゆる排出権)の取得・譲渡契約の締結又はその媒介・取次ぎ・代理並びに算定割当量に係る指標先渡取引・オプション取引又はその取引の媒介・取次ぎ・代理を追

#### 加する(改正後17条の3)。

### . 長期信用銀行法施行規則の一部改正 (2条)

長期信用銀行及び長期信用銀行代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、長期信用銀行の業務範囲及びその子会社の範囲について、上記 と同様の改正を行う。

### . 信用金庫法施行規則の一部改正 (3条)

信用金庫、信用金庫連合会及び信用金庫代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用について上記 1と同様の改正を行い、信用金庫及び信用金庫連合会の業務範囲及び子会社の範囲について上記 2 及び 3と同様の改正を行う。

### .金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正(4条)

信託兼営金融機関が行う特定信託契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用について、下記 1と同様の改正を行う。

### . 協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正 (5条)

信用協同組合、信用協同組合連合会及び信用協同組合代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用について上記 1と同様の改正を行い、信用協同組合及び信用協同組合連合会の子会社の範囲について上記 3と同様の改正を行う。

### . 保険業法施行規則の一部改正 ( 6条)

#### 1.「投資性の強い保険」に対する規制の横断化

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う業務に関して 金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用対象となる保険契約(「特定保険契約」) の範囲は、変額保険・年金(運用実績連動型保険契約など、運用財産を特別勘定で経理するもの)、解約返戻金変動型保険・年金(解約返戻金の額が金利等の変動により保険料の合計額を下回るリスクのあるもの)及び外貨建て保険・年金(保険契約者が事業者であっててん補すべき損害額を外国通貨をもって表示する外貨建て損害保険契約を除く。)とする(改正後234条の2)。

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結前の書面交付義務に関して、現行の監督指針で規定されている「契約概要」「注意喚起情報」等との関係を踏まえて記載事項を整理する(改正後234条の24)。

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結時の書面交付義務に関して、保険証券等の記載事項を勘案して整理を行う(改正後234条の25)。

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘局面の禁止行為について、保険契約の締結又は保険募集に関する一般的禁止行為と同内容及び保険募集人等である銀行等に係る禁止行為(信用を供与して変額保険・年金を販売する場合におけるリスク説明・同意取得義務)を定めるほか、以下の行為等を追加する(改正後234条の27)。

- イ 契約締結前交付書面等の交付に際し、リスク情報等について顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明をすることなく契約を締結する行為
- ロ 特定保険契約の締結又は解約に関し、個人顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話・訪問により勧誘する行為

保険会社等、外国保険会社等及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の特定投資家制度について、移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、特定保険契約等の1種類とする(改正後234条の3)。

その他、保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う特定 保険契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールにつ いて、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の事項を定 める。

#### 2. 生命保険会社等が行う保険金信託業務

生命保険会社等が行う保険金信託業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用について、下記 1と同様の改正を行う(改正後52条の13の2等)。

#### 3.保険会社の業務範囲

上記 2 と同様の改正を行う(改正後52条の3)。

#### 4.保険子会社の範囲

上記 3と同様の改正を行う(改正後56条・56条の2)

#### . 信託業法施行規則の一部改正(7条)

#### 1.「投資性の強い信託」に対する規制の横断化

信託会社が行う業務に関して金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用対象となる信託契約(「特定信託契約」)の範囲は、一定の信託(公益信託、元本補てん型信託、普通預金等のみにより運用する信託、管理型信託及び物・権利の管理・処分信託)以外の信託に係る信託契約とする(改正後30条の2)。

信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結前の書面交付義務に関して、同一内容の特定信託契約について契約締結前交付書面を交付している場合で、当該顧客から交付を要しない旨の意思の表明があった場合等は、契約締結前交付書面の交付を要しないこととする(改正後30条の22)。

信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘局面の禁止行為として、信託の引受けに係る一般的禁止行為と同内容を定めるほか、以下の行為等を追加する(改正後30条の24)。

- イ 契約締結前交付書面等の交付に際し、リスク情報等について顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるため に必要な方法及び程度によって説明をすることなく契約を締結する行為
- ロ 特定信託契約の締結又は解約に関し、個人顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話・訪問により勧誘する行為

信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の特定投資家制度について、移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、特定信託契約の1種類とする(改正後30条の3)。

その他、信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

#### 2. その他

信託受益権販売業に関する規定を削除するなど、所要の規定の整備を行う。

#### .中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会

### の事業に関する内閣府令の一部改正 (12条)

信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業の範囲について、上記 2 と同様 の改正を行う。

#### . 経過措置

#### 1.銀行法施行規則関係(附則2条~8条)

銀行等が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結前の書面交付義務(上記 1 参照)に関して、以下の経過措置を定める。

- イ 銀行は、施行後3月以内に外貨預金等に関する契約を締結する場合においては、当該期間内に外貨預金等書面を交付すること及び顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思表明があることを条件として、当該書面の交付義務を適用除外することとする(附則2条)。
- 口 銀行等が既存顧客との間で特定預金等契約を締結しようとするときは、施行 日後3月以内は、契約成立後遅滞なく書面を交付することを要件として、契約 締結前の書面交付義務を適用除外することとする(附則3条)。
- ハ 銀行は、施行日前においても、既存顧客に対し外貨預金等書面を交付できる こととする(附則6条)。
- 二 銀行が、施行日前に契約締結前交付書面の例により書面を交付している場合は、契約締結前交付書面を交付したものとみなして、上記 1 口を適用することとする(附則7条)。

銀行等が行う特定預金等契約に関する業務について準用する金融商品取引法の契約締結時の書面交付義務(上記 1 参照)に関して、上記 イ・ハ・ニと同様の経過措置を定める(附則2条・6条・7条)。

銀行及び銀行代理業者が行う特定預金等契約に関する業務について準用する 金融商品取引法の特定投資家制度及び広告等の規制に関して、「金融商品取引業 等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の経過措置を定める(附則4条・5 条)。

#### 2 . 長期信用銀行法施行規則関係(附則9条~14条)

長期信用銀行等が行う特定預金等契約に関する業務について、上記1と同様の経 過措置を定める。

#### 3 . 信用金庫法施行規則関係(附則 15 条~21 条)

信用金庫等が行う特定預金等契約に関する業務について、上記1と同様の経過措

置を定める。

- 4.金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則関係(附則 22 条 ~ 25 条) 信託兼営金融機関が行う特定信託契約に関する業務について、下記7と同様の経 過措置を定める。
- 5.協同組合による金融事業に関する内閣府令関係(附則 26 条~32 条) 信用協同組合等が行う特定預金等契約に関する業務について、上記1と同様の経 過措置を定める。
- 6.保険業法施行規則関係(附則33条~39条)

保険会社等が行う特定保険契約等に関する業務について、上記 1 口及び と 同様の経過措置を定める(附則 37条~39条)。

生命保険会社等が行う保険金信託業務について、下記7と同様の経過措置を定める(附則33条~36条)。

#### 7.信託業法施行規則関係(附則40条~44条)

信託会社が行う特定信託契約に関する業務について準用する金融商品取引法の販売・勧誘ルールについて、上記1 ロ・二及び と同様の経過措置を定める。

# 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する命令の概要

「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律施行規則」(内閣府・総務省共管命令)を改正するための命令。

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令の概要

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則」(内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省共管命令)を改正するための命令。

### 対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令の概要

「対内直接投資等に関する命令」(内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省共管命令)を改正するための命令。

#### 金融商品取引業者営業保証金規則【新設】の概要

金融商品取引法 31 条の 2 (営業保証金)の規定の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府・法務省共管命令。

### . 営業保証金に係る権利の実行の手続(1条~12条)

金融商品取引業者と契約を締結した顧客は、当該契約により生じた債権に関し、当該金融商品取引業者に係る営業保証金について他の債権者に先立ち弁済を受ける権利の申立てを行うことができるところ、当該申立て、当該権利を有する他の者からの申出、意見聴取会を通じた当該権利の調査及び配当の実施の手続等について、所要の事項を定める。

### . 営業保証金の取戻し (13条~15条)

金融商品取引業者が、金融庁長官の承認を受けて、その供託した営業保証金の全部又は一部の取戻しをする場合を追加するとともに、その手続等について所要の事項を定める。

### . その他 (15条~17条)

その他所要の事項を定める。

### 投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則 の廃止等に関する命令の概要

「投資顧問業者営業保証金規則」及び「信託受益権販売業者営業保証金規則」(内閣府・法務省共管命令)を廃止するとともに、営業保証金の取戻しの手続に係る事項を定めるための命令。(あわせて、1本の命令を廃止。)

(注) 当該命令により廃止する命令の一覧は、[別紙2]を参照。

#### 営業保証金の取戻し等

証券取引法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律 65 号)及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 18 年 法律 66 号)の規定に基づき営業保証金の取戻しをしようとする者は、所要の事項を官報に公告しなければならないこととする(2条・3条)。

の営業保証金の取戻しをしようとする場合における意見聴取会を通じた当該権利の調査、配当の実施等の手続等について、所要の事項を定める(4条~12条)。

営業保証金の取戻しの手続等について、所要の事項を定める(13条~15条)。

#### 一般振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令の概要

4本の内閣府・法務省共管命令を改正するための命令。

(注) 当該命令により改正する命令の一覧は、[別紙2]を参照。

- . 一般振替機関の監督に関する命令の一部改正(1条)
- . 社債等の振替に関する命令の一部改正(2条)

投資法人制度において短期投資法人債が導入されたこと等に伴い、所要の改正を 行う。

#### 特別振替機関の監督に関する命令等の一部を改正する命令の概要

3本の内閣府・法務省・財務省共管命令を改正するための命令。

(注) 当該命令により改正する命令の一覧は、[別紙2]を参照。

### 特別振替機関の監督に関する命令の一部改正(1条)

投資法人制度において短期投資法人債が導入されたこと等に伴い、所要の改正を 行う。

### 投資者保護基金に関する命令等の一部を改正する命令の概要

「投資者保護基金に関する命令」をはじめとする6本の内閣府・財務省共管命令を 改正するための命令。

(注)当該命令により改正する命令の一覧は、[別紙2]を参照。

#### 中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令の概要

「中小企業等協同組合法施行規則」(内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省共管命令)を改正するための命令。

共済事業を行う協同組合又は協同組合連合会及び共済代理店が行う特定共済契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用に関し、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」6条による改正後の「保険業法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

### 農水産業協同組合貯金保険法施行規則等の一部を改正する命令の概要

3本の内閣府・財務省・農林水産省共管命令を改正するための命令。

(注)当該命令により改正する命令の一覧は、[別紙2]を参照。

#### 労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令の概要

3本の内閣府・厚生労働省共管命令を改正するための命令。

(注) 当該命令により改正する命令の一覧は、[別紙2]を参照。

### 労働金庫法施行規則の一部改正 (1条)

労働金庫、労働金庫連合会及び労働金庫代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、労働金庫及び労働金庫連合会の業務範囲並びにこれらの子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」1条による改正後の「銀行法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

### 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業 に関する命令等の一部を改正する命令の概要

5本の内閣府・農林水産省共管命令を改正するための命令。

(注) 当該命令により改正する命令の一覧は、[別紙2]を参照。

### .農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一 部改正(1条)

信用事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会及び特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、信用事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会の業務範囲並びにこれらの子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」1条による改正後の「銀行法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

### . 漁業協同組合等の信用事業に関する命令の一部改正 (2条)

信用事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会、信用事業を行う水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会及び特定信用事業代理業者が行う特定貯金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、並びに信用事業を行う漁業協同組合又は漁業協同組合連合会及び信用事業を行う水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会の子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」1条による改正後の「銀行法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

### . 農林中央金庫法施行規則の一部改正 (3条)

農林中央金庫及び農林中央金庫代理業者が行う特定預金等契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用、農林中央金庫の業務範囲及びその子会社の範囲について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」による改正後の「銀行法施行規則」1条の規定も踏まえ、所要の事項を定める。

商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する 同法第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する 身分を示す証明書の様式を定める命令【新設】の概要

商品投資に関する事業の規制に関する法律37条において準用する同法30条1項の規定に関する所要の事項を定めるための内閣府・農林水産省・経済産業省共管命令。

商品投資販売業者の営業所に立入検査をする職員の携帯する身分証明書の様式を 定める。

### 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令を廃止する命令の概要

「商品投資販売業者の業務に関する命令」(内閣府・経済産業省共管命令)を廃止するための命令。

### 商品投資契約に基づいて出資された財産の 分別管理に関する命令【新設】の概要

商品投資に係る事業の規制に関する法律 34 条の規定の委任を受けて所要の事項を 定めるための内閣府・経済産業省共管命令。

商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理の方法を定める。

### 商品投資販売業者の業務に関する命令を廃止する命令の概要

「商品投資販売業者の業務に関する命令」(内閣府・経済産業省共管命令)を廃止するための命令。

#### 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令の概要

「不動産特定共同事業法施行規則」(内閣府・国土交通省共管命令)を改正するための命令。

#### 不動産特定共同事業法施行規則の一部改正

- 1.金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用(改正後19条の2・19条の3) 不動産特定共同事業についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用に関し、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。
- 2.契約成立前交付書面の記載事項(改正後 20 条) 契約成立前交付書面に記載する事項として、対象不動産に関する事項を加える。
- 3.行為規制の適用除外対象者(改正後31条)

不動産特定共同事業者に係る行為規制が適用除外されることとなる不動産特定 共同事業の相手方又は事業参加者として、認可宅地建物取引業者等を加える。